

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第88期) 至 平成20年3月31日

丸三証券株式会社

(541016)

第88期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年6月27日に提出したデータに目次及び頁を付して印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

丸三証券株式会社

目 次

頁

第88期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	5
5【従業員の状況】	6
第2【事業の状況】	7
1【業績等の概要】	7
2【対処すべき課題】	10
3【事業等のリスク】	36
4【経営上の重要な契約等】	36
5【研究開発活動】	36
6【財政状態及び経営成績の分析】	37
第3【設備の状況】	40
1【設備投資等の概要】	40
2【主要な設備の状況】	40
3【設備の新設、除却等の計画】	41
第4【提出会社の状況】	42
1【株式等の状況】	42
2【自己株式の取得等の状況】	55
3【配当政策】	57
4【株価の推移】	58
5【役員の状況】	59
6【コーポレート・ガバナンスの状況】	62
7【業務の状況】	68
第5【経理の状況】	73
1【連結財務諸表等】	74
2【財務諸表等】	115
第6【提出会社の株式事務の概要】	139
第7【提出会社の参考情報】	140
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	142

監査報告書

平成19年3月期連結会計年度

平成20年3月期連結会計年度

平成19年3月期事業年度

平成20年3月期事業年度

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月27日

【事業年度】 第88期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 長尾 榮次郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山崎 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山崎 昇

【縦覧に供する場所】 横浜支店
(横浜市中区尾上町三丁目39番地)

千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

秩父支店
(秩父市番場町10番4号)

名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目19番18号)

大阪支店
(大阪府中央区南本町一丁目7番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益 (百万円)	21,486	19,551	29,850	22,208	19,873
純営業収益 (百万円)	21,264	19,321	29,506	21,813	19,539
経常利益 (百万円)	6,512	4,758	12,996	5,748	3,692
当期純利益 (百万円)	4,787	2,600	7,047	4,092	1,658
純資産額 (百万円)	51,877	53,288	60,806	55,413	49,494
総資産額 (百万円)	109,563	117,619	167,576	127,430	87,660
1株当たり純資産額 (円)	706.36	723.07	827.04	751.61	670.28
1株当たり当期純利益 (円)	65.21	34.97	95.22	55.60	22.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	65.16	34.89	94.87	55.46	22.47
自己資本(株主資本)比率 (%)	47.34	45.30	36.28	43.47	56.41
株主資本当期純利益率 (%)	9.87	4.94	12.35	7.04	3.16
株価収益率 (倍)	10.38	22.27	20.05	29.39	24.53
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,153	△631	△107	12,186	4,130
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,089	△332	1,308	△1,368	△477
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△92	△1,789	△2,558	△8,678	△5,208
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	10,483	7,741	6,446	8,611	6,976
従業員数 (名)	807	777	803	838	891
〔ほか平均臨時 雇用者数〕 (名)	[109]	[97]	[111]	[119]	[121]

(注) 1 第86期までの上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{資本合計}}{\text{負債・資本合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{連結ベースの株主資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本の部合計} + \text{当期末資本の部合計}) \div 2} \times 100(\%)$$

第87期の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債・純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{連結ベースの株主資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本の部合計} + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

第88期の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの株主資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{((\text{前期末純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

2 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3 純資産額の算定にあたり、第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	21,469 (17,359)	19,549 (16,140)	29,849 (24,993)	22,216 (17,605)	19,873 (16,974)
純営業収益 (百万円)	21,246	19,318	29,506	21,818	19,532
経常利益 (百万円)	6,270	4,479	12,615	5,525	3,523
当期純利益 (百万円)	4,648	2,405	7,766	3,963	1,132
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	75,282	75,282	75,282	75,282	75,282
純資産額 (百万円)	51,132	52,352	60,570	55,057	48,618
総資産額 (百万円)	108,319	116,115	166,987	127,133	87,053
1株当たり純資産額 (円)	696.21	710.35	823.83	746.79	658.40
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (—)	30.00 (—)	110.00 (—)	70.00 (10.00)	15.00 (10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	63.30	32.32	105.00	53.86	15.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	63.25	32.24	104.62	53.71	15.34
自己資本(株主資本)比率 (%)	47.20	45.08	36.27	43.29	55.79
株主資本当期純利益率 (%)	9.71	4.64	13.75	6.86	2.19
株価収益率 (倍)	10.69	24.10	18.19	30.34	35.98
配当性向 (%)	31.57	92.82	104.05	129.97	97.71
株主資本配当率 (%)	2.87	4.22	13.34	9.37	2.28
自己資本規制比率 (%)	679.9	666.9	573.2	647.1	755.0
従業員数 (名)	799	768	796	831	884
[ほか平均臨時 雇用者数] (名)	[97]	[97]	[98]	[106]	[109]

(注) 1 第85期の1株当たり配当額30円には、創立95周年記念配当10円を含んでおります。第86期の1株当たり配当額110円には、特別配当50円を含んでおります。第87期の1株当たり配当額70円(1株当たり中間配当額10円)には、特別配当50円を含んでおります。

2 第86期までの上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{資本合計}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{株主資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本合計} + \text{当期末資本合計}) \div 2} \times 100(\%)$$

$$\text{株主資本配当率} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{資本合計}} \times 100(\%)$$

第87期の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} \cdot \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{株主資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本の部合計} + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

$$\text{株主資本配当率} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{純資産} - \text{新株予約権}} \times 100(\%)$$

第88期の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{株主資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{((\text{前期末純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

自己資本規制比率は金融商品取引法(第87期までは証券取引法)に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

3 営業収益には消費税等は含まれておりません。

4 純資産額の算定にあたり、第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

明治42年12月、川北商店川北徳三郎、金万商店難波礼吉及び山大商店高井治兵衛の三者が各1万円を出資し、出資金3万円をもって丸三商店を設立。翌明治43年1月、多田岩吉が丸三商店の代表者となり、丸三多田岩吉商店として営業を開始いたしました。

その後大正10年2月には、丸三吉田政四郎商店に、大正14年8月には、丸三長尾秀一商店と改称しておりますが、昭和19年3月入サ証券株式会社(昭和8年6月15日設立、資本金100万円)の廃業を機にその全株式を買取り、商号を丸三証券株式会社と変更して現在に至っております。

設立以後の経過の概要は次のとおりであります。

- | | |
|----------|---|
| 昭和23年9月 | 証券取引法に基づく証券業者として登録。 |
| 昭和24年4月 | 東京証券取引所の正会員となる。 |
| 昭和43年4月 | 改正証券取引法による証券業の免許取得。 |
| 昭和46年6月 | 丸三土地建物株式会社(現連結子会社)を設立。 |
| 昭和58年3月 | 丸三ファイナンス株式会社(現連結子会社)を設立。 |
| 昭和58年12月 | 資本金を30億5,000万円に増資し、総合証券会社となる。 |
| 昭和61年2月 | 丸三エンジニアリング株式会社(現連結子会社)を設立。 |
| 昭和61年5月 | 資本金を83億450万円に増資し、当社株式を東京・大阪両証券取引所市場第二部に上場。 |
| 昭和61年6月 | 当社初の専用ファンド「CBポートフォリオ'86」発売。 |
| 昭和62年10月 | パソコンによる投資情報(マックス)サービス、ホームトレードサービス開始。 |
| 昭和63年3月 | 当社株式が東京・大阪両証券取引所市場第一部に指定される。 |
| 平成2年6月 | 新パソコン投資情報システム(スーパーマックス)サービス開始。 |
| 平成7年8月 | 株式会社エムエスシー(現連結子会社)を設立。 |
| 平成8年3月 | 資本金を100億円に増資する。 |
| 平成9年7月 | オンライントレードサービス開始。 |
| 平成10年7月 | 証券総合口座取扱開始。 |
| 平成10年8月 | 第1回ストックオプション実施。 |
| 平成10年12月 | 改正証券取引法に基づく証券会社として登録。 |
| 平成11年3月 | 第1回自己株式消却実施。 |
| 平成12年6月 | オンライントレードサービスネームを「マルサントレード」に変更。
ロゴマーク、キャラクター「まるさん」を採用。 |
| 平成14年11月 | 福生支店を新宿支店に、帯広支店を通信販売部コールセンターに統合し、店舗数は27か店となる。 |
| 平成17年5月 | アドバイス付インターネット取引「MARUSAN-NET」サービス開始。 |
| 平成18年6月 | 単元株式数を1,000株から100株へ変更。 |
| 平成19年9月 | 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録。 |

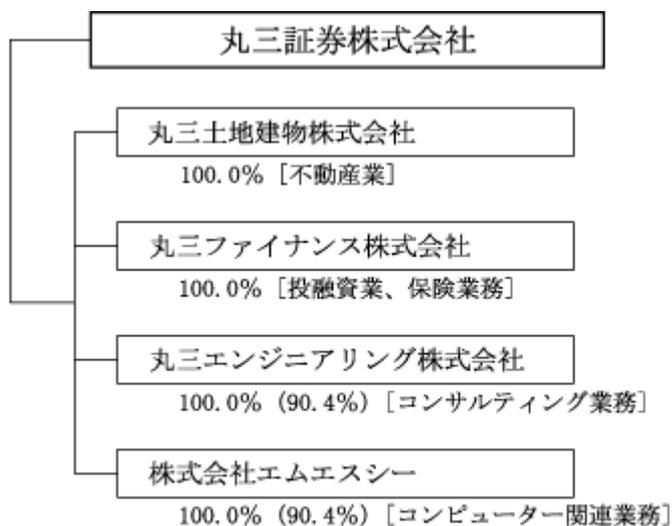
3 【事業の内容】

当社及び当社の連結子会社4社の主たる事業は、有価証券を中核商品とする投資・金融サービス業であります。

投資・金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社は丸三土地建物株式会社から当社の店舗の一部を賃借し、丸三ファイナンス株式会社を通じて保険契約締結を行っております。また、丸三エンジニアリング株式会社及び株式会社エムエスシーへはコンピューターシステム関連業務を委託しております。

事業系統図は次のとおりです。



注：比率%は当社の議決権所有割合（（）は間接所有割合）です。また[]は主要な事業内容です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 丸三土地建物(株)	東京都中央区	10	不動産業	100.0	土地の賃貸、店舗の賃借 役員の兼任 4名
丸三ファイナンス(株)	東京都中央区	74	投融資業 保険業務	100.0	保険業務 役員の兼任 4名
丸三エンジニアリング(株)	東京都中央区	50	コンサルティング業務	(90.4) 100.0	システム開発委託 役員の兼任 4名
(株)エムエスシー	東京都中央区	40	コンピューター関連業務	(90.4) 100.0	システム開発委託 役員の兼任 4名

(注) 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成20年3月31日現在)

	従業員数(名)
連結会社合計	891 [121]

- (注) 1 当社及び当社の連結子会社の事業は投資・金融サービス業という単一事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成20年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
884 [109]	34.8	11.5	6,088

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員62名、投信債券歩合外務員20名は含まれておりません。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 平均年間給与は、出向者、休職者、中途入社者、臨時従業員を除く期末在籍者数を基に計算しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、丸三証券労働組合(組合員651名)及び大阪証券労働組合(組合員17名)の二組合があり、大阪証券労働組合は全国証券労働組合協議会に所属しております。

なお、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当連結会計年度の当企業集団の営業収益は198億73百万円（前連結会計年度比89.5%）、これから金融費用を差し引いた純営業収益は195億39百万円（同89.6%）となりました。販売費・一般管理費は162億18百万円（同99.2%）で、経常利益は36億92百万円（同64.2%）、当期純利益は16億58百万円（同40.5%）となりました。

(1) 業績

① 受入手数料

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	委託手数料	10,765	20	51	—	10,838
	引受・売出し手数料	137	84	—	—	221
	募集・売出しの 取扱い手数料	1	37	3,982	—	4,022
	その他の受入手数料	101	18	2,358	43	2,522
	計	11,006	161	6,392	43	17,604
当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	委託手数料	8,535	15	51	—	8,601
	引受・売出し手数料	13	74	—	—	87
	募集・売出しの 取扱い手数料	1	36	4,641	—	4,679
	その他の受入手数料	80	19	3,477	28	3,606
	計	8,631	144	8,170	28	16,974

受入手数料の合計は169億74百万円（前連結会計年度比96.4%）となりました。科目別の概況は以下のとおりであります。

委託手数料

株式市場は、昨年2月に起こった世界同時株安から一旦は立ち直り、同6月に日経平均株価は18,297円00銭の年初来高値を付けましたが、その後、米国のサブプライムローン問題が再燃したことにより、住宅ローン担保証券などの価格の下落、ヘッジファンドの破綻へと波紋が広がり、同8月には再び世界同時株安の様相となりました。その後は米国FRB（連邦準備制度理事会）による緊急の公定歩合引き下げや、米国政府による1,600億ドル規模の財政出動の決定など金融・財政の両面から対応策が打たれましたが、欧米金融機関のサブプライムローン関連の損失拡大が相次いで発表されるなど、景気の先行き不透明感が強まり、3月に日経平均株価は11,691円00銭の安値を付けました。その後、FOMC（米国連邦公開市場委員

会)での大幅利下げ、実質破綻となった米国大手証券ベア・スターンズ救済策の具体化等により、株式市場は落ち着きを取り戻し、3月末終値は12,525円54銭となりました。

東京証券取引所一日平均売買代金は2兆9,406億円(前連結会計年度比106.7%)と増加致しましたが、当社の株式委託売買代金は3兆3,563億円(同74.9%)となりました。その結果、株式委託手数料は85億35百万円(同79.3%)、債券委託手数料は15百万円(同72.1%)にとどまりました。

引受け・売出し手数料

引受け・売出し手数料は87百万円(前連結会計年度比39.6%)となりました。株券が13百万円(同9.9%)、債券が74百万円(同88.4%)でした。

募集・売出しの取扱い手数料、その他の受入手数料

募集・売出しの取扱い手数料は46億79百万円(前連結会計年度比116.3%)、その他の受入手数料は36億6百万円(同143.0%)となりました。これらの手数料の主なものは投資信託の募集・販売手数料46億41百万円(同116.5%)、代行手数料34億77百万円(同147.4%)であります。

② トレーディング損益

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	81	0	81	67	△0	67
債券等・その他のトレーディング損益	2,899	10	2,910	1,277	9	1,287
債券等トレーディング損益	2,671	13	2,684	1,094	9	1,104
その他のトレーディング損益	228	△2	226	183	0	183
計	2,980	11	2,991	1,345	9	1,354

トレーディング損益は13億54百万円(前連結会計年度比45.3%)となりました。株券等は67百万円(同82.9%)で、債券等は11億4百万円(同41.1%)、その他は為替等で1億83百万円(同80.9%)でした。

③ 金融収支

金融収益は15億43百万円(前連結会計年度比95.3%)、金融費用は3億34百万円(同84.5%)、差引収支は12億9百万円(同98.7%)となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は162億18百万円（前連結会計年度比99.2%）となりました。主なものは、広告宣伝費を含む取引関係費16億89百万円（同91.4%）、人件費84億3百万円（同101.0%）、不動産関係費20億86百万円（同103.7%）、事務費15億99百万円（同100.6%）でした。

(2) キャッシュ・フローの概況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預り金の減少や貸付金の増加、受取利息及び受取配当金の減少等、資金の減少要因があったものの、一方では顧客分別金信託の減少や信用取引資産の減少等、大幅な資金の増加要因があったことから、41億30百万円の収入（前連結会計年度は121億86百万円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得、投資有価証券の取得による支出により4億77百万円の支出（同13億68百万円の支出）となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により52億8百万円の支出（同86億78百万円の支出）となりました。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より16億34百万円減少し、69億76百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概況

トレーディング商品の残高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部のトレーディング商品	1,741	1,437
商品有価証券等	1,740	1,436
株券・新株引受権証書	93	15
債券	1,647	1,421
受益証券等	0	—
デリバティブ取引	0	0
為替予約取引	0	0
負債の部のトレーディング商品	93	—
商品有価証券等	93	—
デリバティブ取引	—	—

なお、「業績等の概要」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【対処すべき課題】

金融サービス業界においては、個人の資産運用ニーズの高まりを背景に、証券会社のみならず、銀行や郵貯、外資系金融機関などを交えて、業際を超えた競争が一層激化しており、今後も厳しい経営環境が続くものと思われまます。

こうした状況の中で、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、株式営業および募集営業における資産運用の提案力の更なる向上が必要と考えております。株式営業につきましては、お客さま一人ひとりのニーズと属性に応じた提案活動を進めるとともに、アドバイス付インターネット取引「MARUSAN—NET」を活用した投資情報の充実を図るなど、お客様満足度の一層の向上に努めてまいります。

募集営業につきましては、定期分配型の外債投信や、成長力のあるアジア各国に投資する投資信託などをバランスよく取り扱い、お客様のポートフォリオ構築に必要な提案活動を継続し、引き続き営業基盤の拡大を図ってまいります。

また、コンプライアンス体制やお客様情報の保護・管理体制の更なる強化を図るとともに、引き続きコスト管理を推進し、低コスト経営を維持することにより、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、平成18年5月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当社株券等（注）1の大規模買付行為（下記に定義されます。）に関する「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）

(以下「本対応方針」と言います。))」を導入することを決議し、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会に提出、承認されました。

本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注)2の議決権割合(注)3を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

因みに、上記の「大規模買付行為」に該当するか否かに関する議決権割合の数値基準として、本対応方針では15%を基準とさせていただくこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15%を対抗措置の発動基準として用いている例が散見されるようになってきていること、②企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられている等々の事情を総合的に勘案したものです。

なお、法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社株主の皆様のご共同利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様ご共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。かかる大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ないし株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、或いは対象となる会社の取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さないものも少なくありません(以下、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さない買収一般を総称して「濫用的企

業買収」といいます。)

将来当社が、このような濫用的企業買収の対象となった場合には、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上に向けて行ってきた当社の取組みが途絶し、結果として当社株主の皆様が将来獲得できる利益を害することも考えられます。

また、当社には親会社等の支配株主や安定株主が存在しないことや、いわゆる持合解消の趨勢のもと、当社株式の市場における流動性が高まっていること等々に鑑みると、当社に関しては、当社株主の皆様に必要な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を一概に否定できないものと考えられます。

勿論、大規模買付行為に該当する買付行為であっても、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式会社の支配の移転を伴う大規模な買付けの提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社株主の皆様が仮に大規模買付行為に係る提案を受けた場合に、当社の企業価値を構成する諸要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為に応じることの是非を適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

当社は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うとともに、当社の企業価値を損なう、ないしは当社株主の皆様共同の利益に反する大規模買付行為についてはこれを抑止する方針です。

- (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認により「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を導入しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について」（当社ホームページ（アドレス <http://www.marusan-sec.co.jp>））にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社株券等を対象とする大規模買付行為を行う者（以下、大規模買付行為者といいます。）が現れた場合、当社は、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合又は濫用的企業買収に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、原則として、大規模買付行為者及びその関係者による権利行使は認められないとの差別的行使条件を付した新株予約権の発行を決議します。

なお、当社取締役会は、差別的行使条件付新株予約権の発行決議を行うに際しては、必ず社外取締役及び社外の有識者で構成する特別委員会にその是非を諮問しなければならず、特別委員会

が行う勧告を最大限尊重いたします。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されたものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められる場合には、当社は新株予約権の発行を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が当社株主の皆様共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成18年6月27日に開催された当社定時株主総会で承認されて導入したものです。

また本対応方針では、大規模買付行為者を除き、当社の議決権の2分の1以上を有する当社株主の皆様（ただし大規模買付行為者を除きます。）が大規模買付行為者が行う公開買付に応じる意思を表明した場合には新株予約権の発行ができないこととしている他、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は当社株主の皆様共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の発行を決議できないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

(注) 1 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下2「対処すべき課題」において同じです。

2 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①又は②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。以下2「対処すべき課題」において同じです。

3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27

条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済み株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書に及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下2「対処すべき課題」において同じです。

なお、新たな「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入」について、平成20年6月25日開催の定時株主総会に付議し、可決・承認されました。

その内容は以下のとおりです。

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について」で公表いたしました、買収防衛策（以下「旧防衛策」といいます。）につき、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）の改正等を踏まえ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化のため、当社に最も適した買収防衛策を導入するため、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、可決・承認されることを条件に、下記のとおり、当社株券等（注）1の大規模買付行為（下記に定義されます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

さらに本対応方針が、本定時株主総会において可決・承認されたため、旧防衛策は廃止されました。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注）2の議決権割合（注）3を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

提出日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成20年3月31日現在の株主の状況は、別紙Iに記載のとおりです。

なお、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

旧防衛策から見直した主な内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を受けて、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合等において、株主総会を招集し、対抗措置を

発動する旨の議案を上程して、株主の皆様の意思を確認させていただくこととしました。

- (2) 大規模買付行為に該当するか否かの基準を15%から20%に変更いたしました。
- (3) 本対応方針の有効期間を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたときから、2年間としていたものを、3年間（平成23年6月開催予定の定時株主総会終結のときまで）といたしました。
- (4) 対抗措置として大規模買付行為者が行使できない旨の行使条件が付された新株予約権が割り当てられた場合であっても、大規模買付行為者が、所定の手続に則り市場においてその所有する当社株式を売却したときは、売却した株式数に相当する範囲内で新株予約権の行使を認めることを明記しました。

1. 本対応方針導入の目的

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。本対応方針は、それらを毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止する方針であります。

近年、会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあり、対象会社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

将来、当社が、このような買収の対象となった場合には、当社に親会社等の支配株主が存在しないこと、安定株主が少ないこと等諸般の事情を考慮すると、当社株主の皆様に、十分な情報や時間が提供されないままに大規模買付行為が実施され、結果として、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を否定できないものと考えられます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を導入することとしました。

2. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を

充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
又は

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅱのとおりです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があるると疑われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者（注）4による権利行使は認められないとの行使条件及び取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。）を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会（その概要は以下の6. (1)に記載されています。）にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

3. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者が現れた場合、当社は、大規模買付行為に係る提案の内容を吟味し、条件の変更の申入れや交渉を行う等、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を実現するため、様々な方策を執ることができるものと考えています。

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様の判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内（初日不算入）に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大

規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただくこととなります。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、ご提出いただく本必要情報に含まれるものとします。

- ① 大規模買付行為者の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧ その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただくこととします。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報（追加により提出を求めた本必

要情報を含むものとし、以下同じ。)が提出されたと当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することとします。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行うこととします。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記4に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとし、

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針導入当初の委員候補者は、旧防衛策の特別委員会の委員を予定しており、その氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができます。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとし、なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間(初日不算入)を上限として評価期間を延長することができるものとし、当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適用ある法令等に従って、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者(以下「手続不遵守買付行為者」といいます。)に該当する場合、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告するものとし、当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等(主要な株主及び出資者並

びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じ。)に移譲させることにある大規模買付行為

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④ 当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤ 大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある場合としては、例えば次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 大規模買付行為者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の当社の企業価値の比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為である場合
- ② 大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③ 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④ 大規模買付行為が行われる時点の法令等（行政指導、裁判結果を含みます。）により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

4. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、上記3.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。また、当社

取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3. (4)に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとします。

(4) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重するものとします。

(5) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記3. (4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(6) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、適用ある法令等に従って、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(7) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前（権利落日）以降の中止は行いません。

5. 株主総会

当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合であっても、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催することもできるものとします。このほか、株主総会の開催は、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無

償割当てを実施することを勧告した場合、当該大規模買付行為に対し本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様ご意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

6. 透明性及び公正さ確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保が設けられています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとされ、その招集が確実に行われるよう配慮がされています。

本対応方針の導入について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の導入当初の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります（別紙II新株予約権ガイドライン（骨子）ご参照）。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、前述のとおり、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として効力を生ずるものとします。また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会における決議のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜当社株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様にご与える影響

(1) 本対応方針導入時に当社株主の皆様及び投資家の皆様にご与える影響

本対応方針導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の導

入により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外で本新株予約権を行使することができる当社株主の皆様については、下記(4)①のとおり名義書換手続が行われない場合には、本新株予約権の割当てを受けることができず、また、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記2に記載の行使条件が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記4.(7)に記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行いますが、当社株式の株価が変動するおそれがございますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要な手続

① 名義書換の手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当社株主の皆様におかれましては、当該基準日までに、その所有される当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

但し、金融商品取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されている当社普通株券を当該基準日までに取得された当社株主の皆様につきましては、名義書換の手続は不要です。

なお、本新株予約権の無償割当てに際しては、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、

当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。）。

③ 本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適用ある法令等に従って適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

また、本新株予約権の無償割当ての決議を行う場合、当社株主の皆様の不測の損害を与えないためには、会社法の規定に従って、基準日までに名義書換を完了していただくことが必要となりますが、この場合には、大規模買付行為者をも含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第442条及び大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を尊重するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないように、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、これにとどまらず、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信託を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

- (注) 1 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。特段の断りがない限り、以下同じです。
- 2 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、③上記①又は②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・

アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

- 3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとし、)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 4 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

別紙 I

当社株式の状況(平成20 年3月31 日現在)

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 75,282,940株
3. 株主数 33,402名
4. 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本生命保険相互会社	5,811	7.88
財団法人長尾自然環境財団	4,746	6.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,365	4.56
シービーエヌワイナショナルファイナンシャルサービスエルエルシー	2,652	3.60
株式会社みずほコーポレート銀行	2,000	2.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,932	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,174	1.59
長尾 愛一郎	902	1.22
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルクセンブルグノンレジデントドメスティックレート	745	1.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730	0.99

(注) 1. 当社は自己株式として1,511千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。

2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

別紙Ⅱ

新株予約権ガイドライン（骨子）

1. 目的

新株予約権ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社が平成20年6月25日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に導入する当社株券等（注）5の大規模買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」という。）に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の(1)ないし(3)のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本

新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者（（i）大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、（ii）大規模買付行為者及び（i）に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。）による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める（注）6 誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数（注）7 以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

（注）5 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

6 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、そ

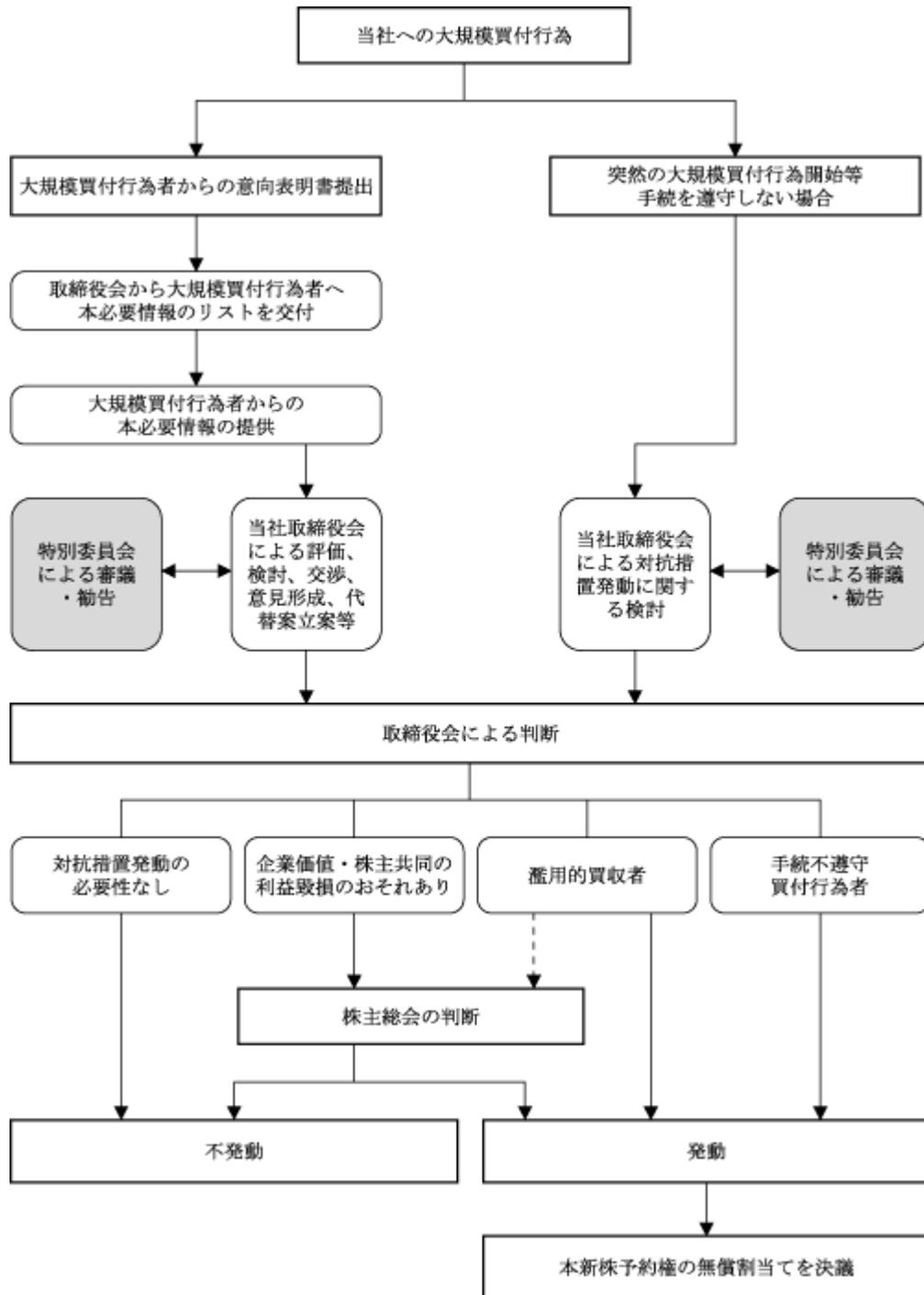
の売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。

- 7 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

以 上

別紙Ⅲ

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙IV

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数（以下「対象株式数」という。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者（注）8による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当会社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。
- (2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

(注) 8 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

以 上

別紙V

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付行為の内容の精査・検討
- (2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項
- (3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣(なかがわ・ひでのり)

略 歴：平成 2年 4月 最高裁判所司法研修所
平成 4年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在に至る)
平成 4年 4月 長島・大野法律事務所
平成 9年 9月 カーkland・アンド・エリス法律事務所
平成 10年 4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
平成 11年 9月 メリルリンチ証券会社東京支店
平成 13年 1月 メリルリンチ日本証券株式会社
平成 15年 4月 UFJストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成 16年 8月 TMI 総合法律事務所パートナー(現在に至る)

西澤 益男(にしざわ・ますお)

略 歴：昭和 35年 4月 大和証券株式会社
昭和 60年 4月 同社 秘書室部長
昭和 62年 4月 同社 転換社債部長
平成 元年 5月 同社 営業副本部長
平成 元年 6月 同社 取締役
平成 3年 6月 同社 常務取締役
平成 7年 6月 大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
平成 11年 6月 同社 代表取締役副社長
平成 15年 6月 丸三証券株式会社 社外取締役(現在に至る)

宗近 博邦(むねちか・ひろくに)

略 歴：昭和 36年 4月 大和証券株式会社
昭和 61年 12月 同社 取締役 株式本部副本部長、
株式トレーディング室長
平成 元年 6月 同社 常務取締役 株式本部長
平成 3年 6月 同社 専務取締役 事業法人営業本部長、
金融法人営業本部長、国際営業部、
年金企画部、運用企画部分担
平成 6年 6月 同社 取締役副社長
平成 9年 6月 ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
*平成 12年 4月 つばさ証券株式会社 取締役社長
*平成 14年 6月 UFJつばさ証券株式会社 取締役社長
平成 15年 4月 同社 特別顧問
平成 16年 2月 学校法人明治大学 評議員(現在に至る)
平成 16年 4月 学校法人明治大学 理事
平成 20年 4月 学校法人江の川学園理事長(現在に至る)
平成 20年 6月 株式会社明大サポート 取締役会長就任予定

*合併による商号変更

主な公職：平成 12年 7月 日本証券業協会 理事
日本証券業協会 自主規制委員会委員長
日本投資者保護基金 理事
平成 14年 7月 日本証券業協会 副会長
日本証券経済研究所 会長
平成 15年 7月 日本証券業協会 顧問(現在に至る)
日本証券経済研究所 顧問(現在に至る)

以 上

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社が認識したものです。

(1) 株式市場の変動から受ける影響について

当社の営業収益のうち株式委託手数料が占める割合は、当連結会計年度42.9%（前連結会計年度48.5%）となっております。このため当社の業績は、株式市場の変動により大きな影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスクについて

市場リスクとは、株価、金利、為替、その他の変動により発生する潜在的なリスクであります。当社のトレーディング業務には市場リスクが存在しており、急激な相場変動により損失を被る可能性があります。

(3) システムリスクについて

システムリスクとは、インターネット取引システムや業務上使用するコンピューターシステムの障害発生に伴い、損失を被るリスクであります。障害の規模によっては、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報漏洩に関するリスクについて

当社が保有する全ての情報を保護対象とする「セキュリティ・ポリシー」を策定するなど、情報管理には万全を期しておりますが、万一情報が外部に漏洩した場合には、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法務に関するリスクについて

顧客との取引に関連して、当社が訴訟等の法的手続きの対象となるリスクがあります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績

当連結会計年度のわが国経済は、前半は好調な輸出と設備投資に支えられ緩やかな回復が続きましたが、改正建築基準法の施行に伴う住宅建設の落ち込み、米国サブプライムローン問題に端を発した信用収縮懸念と米国経済の後退懸念の台頭、更には米ドル安や資源・商品価格の上昇などにより、次第に景気の先行きに不透明感が高まりました。

こうした中、株式市場では、昨年2月に起こった世界同時株安から一旦は立ち直りを見せ、6月には日経平均株価が18,000円台の高値を付けたものの、米国のサブプライムローン問題が再燃したことにより、住宅ローン担保証券などの価格の下落、ヘッジファンドの破綻へと波紋が広がり、8月には再び世界同時株安の様相となりました。その後は米国F R B（連邦準備制度理事会）による緊急の公定歩合引き下げや、米国政府による1,600億ドル規模の財政出動の決定など金融・財政の両面から対応策が打たれましたが、欧米金融機関のサブプライムローン関連の損失拡大が相次いで発表されるなど、景気の先行き不透明感が強まり、3月には日経平均株価が11,000円台の安値を付けました。その後は実質破綻となった米国大手証券ベア・スターンズ救済策の具体化等により、株式市場は多少落ち着きを取り戻したものの、日経平均は期初より大幅に下落しました。

債券市場では、期初1.665%で始まった長期金利（新発10年国債利回り）は、日本銀行の追加利上げ観測や世界的なインフレ懸念などを受け、第1四半期には1.985%まで上昇（債券価格は下落）しました。しかし、米国サブプライムローン問題に端を発した信用収縮懸念による世界的な景気後退懸念から、金利は低下傾向を辿りました。期末にかけても欧米金融機関のサブプライムローン関連の損失拡大が相次いで発表され、長期金利は3月には1.215%まで下落し、期末は1.275%となりました。

このような環境の下、当社グループの業績は、当社の主たる収益源のひとつである株式委託手数料の減少や、新発外貨建債券の募集を見送ったことによる債券等トレーディング損益の減少などにより、連結経常利益は36億92百万円（前連結会計年度比64.2%）と減益となりました。

部門別の営業概況は、次のとおりであります。

(株式部門)

当連結会計年度の株式市場は、6月20日に日経平均株価は18,297円00銭の年初来高値を付けましたが、その後、米国のサブプライムローン問題が再燃したことにより、住宅ローン担保証券などの価格の下落、ヘッジファンドの破綻へと波紋が広がり、8月には再び世界同時株安の様相となりました。その後は米国F R B（連邦準備制度理事会）による緊急の公定歩合引き下げや、米国政府による1,600億ドル規模の財政出動の決定など金融・財政の両面から対応策が打たれましたが、欧米金融機関のサブプライムローン関連の損失拡大が相次いで発表されるなど、景気の先行き不透明感が強まり、3月17日に日経平均株価は11,691円00銭の安値を付けました。その後、F O M C（米国連邦公開市場委員会）での大幅利下げ、実質破綻となった米国大手証券ベア・スターンズ救済策の具体化等により、株式市場は落ち着きを取り戻し、3月末終値は12,525円54銭となりました。この間の東京証券取引所一日平均売買代金は2兆9,406億円と前連結会計年度比6.7%増となりました。

このような中、フルサービスを提供する対面営業部門では、高騰する資源価格の恩恵を享受する資源・エネルギー関連銘柄、地球温暖化防止に貢献する環境関連企業等の選別および情報提供に注力し、市場環境に対応した営業活動を展開しましたが、株式委託手数料は85億35百万円（前連結会計年度比

79.3%)と減収となりました。

また、引受業務につきましては、新規公開を控える未上場企業への幹事加入活動と、既公開企業への財務戦略提案活動などに努め、新規公開企業9社、既公開企業3社の引受を行いました。

この結果、株式受入手数料収入は86億31百万円(同78.4%)となり、株券等トレーディング損益は67百万円(同82.9%)となりました。

(債券部門)

当連結会計年度の債券市場は、期初1.665%で始まった長期金利(新発10年国債利回り)は、日本銀行の追加利上げ観測や世界的インフレ懸念などを受け、6月には1.985%まで上昇(債券価格は下落)しました。しかし、米国サブプライムローン問題に端を発した信用収縮懸念による世界的な景気後退懸念から、金利は低下傾向を辿りました。期末にかけても欧米金融機関のサブプライムローン関連の損失拡大が相次いで発表され、長期金利は3月には1.215%まで下落し、期末は1.275%となりました。

こうした中、当社グループの債券売買高は先物・オプション取引を含め、6,133億円(前連結会計年度比91.9%)となりました。

一方、債券発行市場では、金利が低下傾向を辿る中、借り換え需要を含め発行が旺盛となり、普通社債の発行額は9兆4,014億円(同137.7%)となりました。

このような環境の中で、引受政府保証債や地方債など新発債の販売や既発債の売買に注力したものの、国内の債券引受高は256億円(同88.4%)、また売出高及び募集・売出しの取扱高は391億円(同86.1%)となりました。

この結果、債券受入手数料収入は1億44百万円(同89.6%)となり、債券等トレーディング損益は11億4百万円(同41.1%)となりました。

(投資信託部門)

当連結会計年度の投資信託部門は、定期分配型投信を中心として新規資金による販売に注力し、残高の拡大に努めました。

定期分配型投信では、米国や欧州、資源国の国債にバランスよく投資する「ダイワ海外ソブリン・ファンド」が販売の中心となり、当連結会計期間中で残高が1,164億円増加しました。この他、中国・インドをはじめとした高成長が期待できるアジア新興国の企業に投資する「PCAグローイング・アジア株式オープン」、インドの成長企業に投資する「PCAインド株式ファンド(3ヶ月決算型)」を新たに品揃えし取り組みました。

しかし、1月以降は、株価の下落や為替が円高に推移したことにより基準価格が大幅に下落する過程で、販売額も減少傾向を辿りました。

以上の結果、MRFを除いた投資信託の取扱高は2,255億円(前連結会計年度比112.5%)となり、当連結会計年度末の残高は、基準価格の下落はあったものの、定期分配型投信の純増が寄与し5,905億円(同109.8%)となりました。

この結果、募集手数料が前連結会計年度比116.5%、代行手数料が同147.4%となり、受益証券受入手数料収入は、81億70百万円(同127.8%)となりました。

(オンライントレード部門)

当連結会計年度のオンライントレード部門は、金融商品取引法をご理解いただくための様々な情報コンテンツの作成や、お客様のニーズに応じた多様なセミナーの開催、メールによる定期的な情報配

信など、お客様との接点拡充によるマルサントレードの利用促進に努めました。

10月には、ホームページを全面リニューアルしたほか、投資信託説明書（目論見書）の電子交付を開始し、お客様の利便性向上を図りました。また、新規に口座開設されたお客様と少額の約定代金を対象にした株式手数料の優遇措置を引き続き実施し、顧客層の拡大を図りました。

しかし、個人投資家の売買代金に低迷が影響し、株式委託売買金額は2兆2,392億円（前連結会計年度比73.6%）となりました。

（損益状況）

以上ご報告しましたような事業活動の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、営業収益198億73百万円（前連結会計年度比89.5%）、経常利益は36億92百万円（同64.2%）、当期純利益は16億58百万円（同40.5%）となりました。

なお、当社個別の業績は、営業収益198億73百万円、経常利益35億23百万円、当期純利益11億32百万円となっております。

（2）財政状態

当連結会計年度末の資産合計は876億60百万円（前連結会計年度末比397億70百万円減）で、うち流動資産747億77百万円（同348億55百万円減）、固定資産128億82百万円（同49億15百万円減）となりました。減少の主な要因は、信用取引資産274億87百万円の減少、顧客分別金信託86億55百万円の減少、投資有価証券41億71百万円の減少であり、増加の主なものは、短期貸付金49億91百万円の増加であります。

一方、負債合計は381億65百万円（同338億51百万円減）で、うち流動負債338億43百万円（同320億円減）、固定負債35億10百万円（同18億89百万円減）、特別法上の準備金8億11百万円（同37百万円増）となりました。減少の主な要因は、信用取引負債230億80百万円の減少であります。

純資産につきましては、当期純利益が16億58百万円となったものの、社外流出として配当金51億59百万円が発生したことなどにより純資産合計は494億94百万円（同59億18百万円の減少）となりました。内訳につきましては、連結株主資本等変動計算書をご覧ください。

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ16億34百万円減少（同81.0%）し、当連結会計年度末には69億76百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フローは41億30百万円の収入（前連結会計年度121億86百万円の収入）となりました。主な要因は、顧客分別金信託の減少による86億55百万円の収入、信用取引資産及び信用取引負債の増減による44億6百万円の収入、税金等調整前当期純利益の計上による33億48百万円の収入、立替金及び預り金の増減による64億76百万円の支出及び貸付金の増加による49億91百万円の支出であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは4億77百万円の支出（同13億68百万円の支出）となりました。主な要因は有形固定資産の取得による3億15百万円の支出（同17億13百万円の支出）であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは52億8百万円の支出（同86億78百万円の支出）となりました。主な要因は、配当金の支払による51億59百万円の支出（同87億82百万円の支出）であります。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より16億34百万円減少して、69億76百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、ソフトウェアも含め総額4億23百万円の投資を実施しました。その主なものは、機能及び能力の増強を目的に携帯トレードシステムを一新したほか、株券電子化に対応するためのシステム投資を行いました。また、顧客宛に投資情報を配信するためのメールシステム「MARUSAN-MAIL」の構築も行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成20年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	(注) 1
		建物	器具・備品	土地 (面積㎡)	合計		
本店・分室 (東京都中央区)	営業店舗 本社機構	45	72	—	117	218	賃借
分室(三井ウッディビル他) (東京都江東区)	本社機構	10	854	—	864	35	賃借
会津支店 (福島県会津若松市)	営業店舗	7	3	—	10	26	賃借
新潟支店 (新潟市中央区)	営業店舗	2	4	—	7	19	賃借
高田支店 (新潟県上越市)	営業店舗	72	6	48 (570)	127	29	
今市支店 (栃木県日光市)	営業店舗	1	2	—	4	17	賃借
太田支店 (群馬県太田市)	営業店舗	4	4	—	8	20	賃借
伊勢崎支店 (群馬県伊勢崎市) (注) 2	営業店舗	1	9	—	11	28	賃借
館林支店 (群馬県館林市) (注) 2	営業店舗	—	4	—	4	27	賃借
沼田支店 (群馬県沼田市)	営業店舗	2	3	—	5	18	賃借
秩父支店 (埼玉県秩父市) (注) 2	営業店舗	—	4	—	5	26	賃借
千葉支店 (千葉市中央区)	営業店舗	3	2	—	6	24	賃借
野田支店 (千葉県野田市)	営業店舗	17	6	50 (322)	73	19	
新宿支店 (東京都渋谷区)	営業店舗	3	8	—	12	32	賃借
池袋支店 (東京都豊島区)	営業店舗	—	3	—	4	24	賃借
三ノ輪支店 (東京都台東区)	営業店舗	3	2	—	6	18	賃借
横浜支店 (横浜市中区)	営業店舗	5	10	—	16	27	賃借
高津支店 (川崎市高津区)	営業店舗	2	2	—	4	23	賃借
名古屋支店 (名古屋市中区) (注) 2	営業店舗	5	7	281 (343)	294	39	賃借

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	(注) 1
		建物	器具・備品	土地 (面積㎡)	合計		
一宮支店 (愛知県一宮市)	営業店舗	5	7	—	13	23	賃借
京都支店 (京都市下京区)	営業店舗	3	4	—	7	19	賃借
大阪支店 (大阪市中央区)	営業店舗	7	4	—	11	37	賃借
川西支店 (兵庫県川西市)	営業店舗	3	4	—	8	18	賃借
岡山支店 (岡山県岡山市) (注) 2	営業店舗	1	2	—	4	23	賃借
広島支店 (広島市中区)	営業店舗	2	2	—	5	21	賃借
呉支店 (広島県呉市)	営業店舗	2	4	—	7	25	賃借
北九州支店 (北九州市小倉北区)	営業店舗	2	3	—	5	20	賃借
福岡支店 (福岡市中央区)	営業店舗	5	6	—	11	29	賃借
保養所 (神奈川県足柄下郡箱根町)	保養所	53	1	120 (3,304)	175		
独身寮 (千葉県船橋市)	独身寮	8	—	39 (1,126)	48		
その他 (奈良県奈良市他5ヵ所)	その他	4	—	133 (27,364)	137		

(注) 1 賃借物件の場合、建物の帳簿価額は造作費を計上しております。

2 丸三土地建物㈱より店舗を賃借しております。

(2) 国内子会社

(平成20年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物	器具・ 備品	土地 (面積㎡)	合計		
丸三土地建物㈱ (注) 1	伊勢崎ビル (群馬県伊勢崎市)	賃貸物件	35	—	28 (349)	64	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1	館林ビル (群馬県館林市)	賃貸物件	43	—	49 (503)	92	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1	秩父ビル (埼玉県秩父市)	賃貸物件	21	—	43 (413)	65	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1、2	名古屋ビル (名古屋市中区)	賃貸物件	221 <89>	0	—	221	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1	岡山ビル (岡山県岡山市)	賃貸物件	14	—	724 (359)	738	—	賃貸

(注) 1 丸三証券㈱へ賃貸しております。

2 <内書>は、連結会社以外への賃貸設備であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	75,282,940	75,282,940	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	75,282,940	75,282,940	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成14年6月21日）		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数（個）	73（注）1	72（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	73,000	72,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 387（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日から 平成20年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	53(注)1	53(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000	53,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 441(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成21年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

株主総会の特別決議日（平成16年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数（個）	33（注）1	33（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	33,000	33,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 678（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成22年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。
- ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数（個）	164（注）1	164（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	14	15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	164,000	164,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 767（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。
- ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数(個)	890（注）1	890（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	5	65
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,000	89,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,699（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
新株予約権の取得の条件	（注）5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- 5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日（平成19年7月13日）		
	事業年度末現在 （平成20年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成20年5月31日）
新株予約権の数(個)	970（注）1	970（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,000	97,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,387（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
新株予約権の取得の条件	（注）5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- 5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年3月14日(注)	△2,413	75,282	—	10,000	—	3,590

(注) 利益による自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	62	35	290	82	3	31,706	32,178	—
所有株式数 (単元)	—	211,242	7,643	87,796	64,227	12	380,512	751,432	139,740
所有株式数 の割合(%)	—	28.11	1.02	11.68	8.55	0.00	50.64	100.00	—

(注) 1 自己株式1,511,863株は「個人その他」の欄に15,118単元、「単元未満株式の状況」の欄に63株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は1,511,863株であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ150単元及び25株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	5,811	7.72
財団法人長尾自然環境財団	東京都台東区下谷三丁目10番10号	4,746	6.30
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,365	4.47
シービーエヌワイナショナル ファイナンシャルサービシス エルエルシー (常任代理人)シテイバンク銀行 株式会社	200 LIBERTY STREET, ONE WORLD FINANCIAL CENTRE, NY5A7, NEW YORK, NY 10281 (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,652	3.52
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人)資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	2,000	2.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,932	2.57
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,174	1.56
長尾 愛一郎	東京都大田区	902	1.20
アールビーシーデクシアインベ スターサービスバンクアカウン トルクセンブルグノンレジデン トドメスティックレート (常任代理人)スタンダードチャ ータード銀行	14, PORTE DE FRANCE, L-4360 ESCH-SUR-ALZETTE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー21階)	745	0.99
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	730	0.97
計	—	24,059	31.96

(注) 1 当社は自己株式1,511,863株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.01%)を所有しておりますが、当社は当該株式について議決権を有しないため、上記には記載していません。

2 当社は日本生命保険相互会社及びその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から、平成17年8月15日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年7月31日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、両社の平成20年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,811	7.72
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	43	0.06

3 当社は三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成20年3月31日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年3月24日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の平成20年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,848	5.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,932	2.57
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	101	0.13

- 4 当社はフィデリティ投信株式会社から、平成20年5月22日付で提出された株券等の大量保有に関する報告書により同年5月15日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、平成20年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

エフエムアール エルエルシー	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	4,593	6.10
----------------	---	-------	------

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,511,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式73,631,400	736,314	—
単元未満株式	普通株式 139,740	—	—
発行済株式総数	75,282,940	—	—
総株主の議決権	—	736,314	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式63株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ15,000株(議決権150個)及び25株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目5番2号	1,511,800	—	1,511,800	2.01
計	—	1,511,800	—	1,511,800	2.01

(8) 【ストックオプション制度の内容】

イ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成14年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員(新入社員を除く)170名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ロ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 従業員(新入社員を除く)128名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ハ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役2名 執行役員3名 従業員(新入社員を除く)81名 当社子会社の従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ニ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 執行役員2名 従業員(新入社員を除く)108名 当社子会社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ホ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く)107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

へ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成19年7月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年7月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 従業員(新入社員を除く)127名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

①当期間における取得自己株式の状況

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会(平成20年4月28日決議)での決議状況 (取得期間 平成20年4月30日～平成20年5月27日)	1,500,000	900,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	819,300	621,728,700
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

②当期間以降における取得自己株式の状況

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会(平成20年5月28日決議)での決議状況 (取得期間 平成20年6月2日～平成20年6月27日)	500,000	350,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当期間以降における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	5,011	6,039,254
当期間における取得自己株式	430	283,003

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
（新株予約権の権利行使）	74,000	56,378,000	1,000	387,000
（単元未満株式の買増請求）	663	724,397	198	114,518
保有自己株式数	1,511,863	—	1,511,095	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、買増し及びストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとす所存であります。

内部留保資金につきましては、顧客サービスの向上のための情報システムへの投資、顧客への信用取引貸付資金等に充当することとし、内外金融機関との競争激化や、証券ビジネスの変革に対処し、確固たる経営基盤を構築してまいりたいと存じます。

配当につきましては、当連結会計年度は1株当たり10円の間配当（普通配当）を実施しました。また、平成20年3月31日を基準日とする1株当たり5円の期末配当（普通配当）を平成20年6月25日開催の定時株主総会に付議し、可決承認されました。次期の配当につきましても、引き続き企業努力を行うことで、株主の皆様のご支援・ご期待にお応えできるよう努力してまいります。

なお、当社の剰余金配当の決定機関は、中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当の概要は、以下のとおりであります。

中間配当

取締役会決議日	平成19年9月14日	1株当たり10円	配当総額	737百万円
---------	------------	----------	------	--------

期末配当

株主総会決議日	平成20年6月25日	1株当たり5円	配当総額	368百万円
---------	------------	---------	------	--------

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	800	863	2,255	1,958	1,639
最低(円)	218	569	631	1,205	532

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年 10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月
最高(円)	1,197	1,164	1,145	1,038	1,021	950
最低(円)	995	991	1,006	831	924	532

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		長 尾 榮次郎	昭和20年2月12日生	昭和43年4月 山一証券株式会社入社 昭和46年6月 丸三証券株式会社入社 昭和49年11月 当社取締役就任 昭和53年12月 当社代表取締役専務就任 昭和61年5月 当社代表取締役副社長就任 平成元年12月 当社代表取締役社長就任(現)	(注)3	218
代表取締役 副社長	内部管理統 括責任者、 監理本部長	清 水 俊 文	昭和24年2月13日生	昭和47年4月 大和証券株式会社入社 平成12年6月 同社執行役員大阪支店長 平成13年5月 同社執行役員西日本地域担当 平成14年6月 日の出証券株式会社取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 丸三証券株式会社代表取締役副社 長就任(現) 平成18年6月 当社営業本部・法人本部・引受 部・企業部・通信販売部管掌委嘱 平成20年4月 当社内部管理統括責任者、監理本 部長委嘱(現)	(注)3	2
専務取締役	エクイティ 本部長、調 査部管掌、 ディーリン グ部担当	水 野 善四郎	昭和17年9月3日生	昭和36年4月 株式会社ミツウロコ入社 昭和39年3月 丸三証券株式会社入社 昭和54年10月 当社株式部長兼資産運用部長兼投 資管理室長 昭和57年12月 当社取締役就任 昭和61年5月 当社常務取締役就任 昭和63年5月 当社株式本部長委嘱 平成元年4月 当社専務取締役就任(現) 平成12年2月 当社エクイティ本部長委嘱(現) 平成13年3月 当社エクイティ部長委嘱 平成14年12月 当社ディーリング部担当委嘱(現) 平成18年6月 当社調査部管掌委嘱(現)	(注)3	32
取締役		西 澤 益 男	昭和16年11月22日生	昭和35年4月 大和証券株式会社入社 昭和60年4月 同社秘書室部長 昭和62年4月 同社転換社債部長 平成元年5月 同社営業副本部長 平成元年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社専 務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 丸三証券株式会社取締役就任(現)	(注)4	10
取締役	法人本 部長、 債券部長	中 野 茂	昭和24年12月26日生	昭和50年4月 丸三証券株式会社入社 平成9年3月 当社本店営業部長 平成9年6月 当社取締役就任 平成10年11月 当社営業本部長委嘱 平成14年2月 当社大阪支店長委嘱 平成15年6月 当社執行役員就任 平成17年6月 当社常務執行役員就任(現) 平成18年6月 当社法人本部長、債券部担当委嘱 平成18年6月 当社取締役就任(現) 平成19年8月 当社法人本部長、債券部長委嘱 (現)	(注)3	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	人事部・総務部・労務担当、企画部長	高橋 耕司	昭和30年5月7日生	昭和53年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成8年3月 同行営業第七部第三班 副参事役 平成10年6月 同行営業第七部第三班 参事役 平成10年11月 同行管理部 参事役 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 管理部次長 平成16年4月 同行仙台営業部 部長 平成19年4月 同行ヒューマンリソースマネジメント部付参事役 平成19年6月 丸三証券株式会社取締役就任(現) 平成19年6月 当社常務執行役員就任(現) 平成19年6月 当社企画部管掌、人事部・総務部・秘書室・労務担当委嘱 平成20年2月 当社人事部・総務部・労務担当、企画部長委嘱(現)	(注)4	2
取締役	大阪支店長	小林 守	昭和29年8月15日生	昭和54年4月 丸三証券株式会社入社 平成10年8月 当社投資信託部長 平成12年2月 当社通信販売部長 平成12年6月 当社取締役就任 平成15年3月 当社本店営業部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員就任 平成16年5月 当社営業本部長、証券貯蓄部長・投資信託部長委嘱 平成17年5月 当社営業本部長、証券貯蓄部長・投資営業部長・投資信託部長委嘱 平成20年6月 当社取締役就任(現) 平成20年6月 当社常務執行役員就任(現) 平成20年6月 当社大阪支店長委嘱(現)	(注)3 (注)8	23
監査役 常勤		中久保 慎一	昭和26年10月27日生	昭和50年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成7年5月 同社投資顧問部ファンドマネージャーグループ主任ファンドマネージャー 平成11年2月 米国三菱信託銀行株式会社取締役社長 平成14年5月 三菱信託銀行株式会社資産管理部 副部長 平成15年6月 丸三証券株式会社監査役就任(現)	(注)5	2
監査役 常勤		片桐 正雄	昭和25年1月29日生	昭和49年4月 日本生命保険相互会社入社 平成7年3月 同社融資業務部財務業務グループ 担当課長 平成11年3月 同社東日本財務部次長 平成13年3月 同社北海道総合法人部次長 平成14年3月 同社財務検査室長 平成17年6月 丸三証券株式会社監査役就任(現)	(注)7	—
監査役 常勤		小久保 恒哉	昭和21年4月5日生	昭和44年4月 丸三証券株式会社入社 平成2年2月 当社株式部長 平成4年6月 当社本店営業部長 平成5年6月 当社取締役本店営業部長 平成9年3月 当社取締役労務担当、人事部長兼総務部長 平成15年6月 当社執行役員人事部・労務担当、総務部長 平成18年6月 当社参与 平成19年6月 当社監査役就任(現)	(注)5	2
監査役		築地原 和夫	昭和14年1月5日生	昭和36年3月 丸三証券株式会社入社 昭和58年8月 当社大阪支店長 昭和61年12月 当社取締役就任 平成3年5月 当社常務取締役就任 平成13年6月 当社専務取締役就任 平成16年6月 当社監査役就任(現)	(注)6	14
計						318

- (注) 1 取締役西澤益男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役中久保慎一、片桐正雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当該取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当該取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当該監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当該監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 当該監査役の任期は、平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 取締役中野茂、高橋耕司及び小林守は常務執行役員をそれぞれ兼務しております。
- 9 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
補欠監査役		森 勇	昭和23年2月23日	昭和49年3月 昭和54年3月 平成元年4月 平成11年2月 平成16年4月	中央大学大学院修士課程修了 日本大学大学院法学研究科博士後期課程修了 獨協大学法学部教授 弁護士登録(現) 中央大学大学院法務研究科(法科大学院)教授(現)	(注)	—

(注)補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

当社では、コーポレートガバナンスを強化する観点から、また、取締役数を少数化することにより、取締役会は経営戦略についての十分な議論と迅速かつ的確な意思決定を行い、執行役員は各担当部門における業務遂行に専念することで、業務執行機能を強化し、経営効率の向上を図るため、平成15年6月26日より執行役員制度を導入いたしました。

提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	中野 茂	法人本部長、債券部長
常務執行役員	高橋 耕司	人事部・総務部・労務担当、企画部長
常務執行役員	小林 守	大阪支店長
執行役員	原田 哲也	調査部長
執行役員	當麻 多才治	通信販売部担当
執行役員	山崎 昇	財務部長・証券管理部長
執行役員	小祝 寿彦	エクイティ部長
執行役員	小川原 孝一	システム部長
執行役員	田中 明彦	引受本部長
執行役員	相馬 和男	監理本部副本部長、内部監査部長
執行役員	山崎 弘義	営業本部長、証券貯蓄部長・投資営業部長・投資信託部長

(注) 常務執行役員中野茂、高橋耕司及び小林守は、それぞれ取締役を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、社会という関連当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤追求活動を行うことを最重要課題として位置付けております。そのため、業務執行の監視機能を担う取締役会の活性化を図るとともに、経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、チェック機能の強化に努めております。

(1) 会社の機関の内容

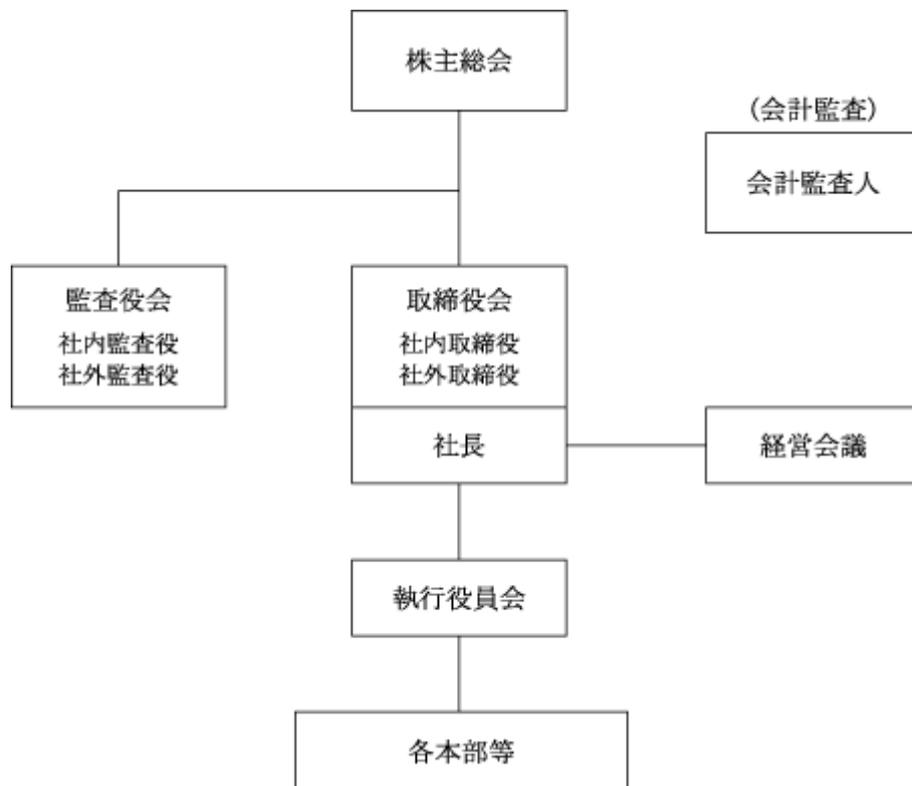
当社は平成15年6月より執行役員制度を導入するとともに、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を招聘しました。全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させました。これにより、意思決定の透明性確保と迅速化を一段と進めるとともに、取締役会の監督機能の強化を図りました。

提出日現在、取締役会は社長を含む取締役6名、社外取締役1名の合計7名となっており、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針ならびに経営上の重要な事項を決定し、経営全般の監督を行っております。

また、当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役4名のうち2名が社外監査役であり、取締役の業務執行の監査を行っております。

なお、執行役員（11名）は、会社の方針・戦略に基づき担当部門の責任者として、業務執行にあっております。

(業務執行・経営監視のしくみ)



(2) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月15日の取締役会において決議致しました会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づく内部統制システムの構築の基本方針につきまして、その後の整備状況等を勘案して、平成19年3月30日の取締役会にてその内容の一部を改定する決議を行いました。現在、下記の基本方針の下で、内部統制の実現、整備を推進し、適法かつ効率的な業務体制の確保に向けて取り組んでいます。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- イ 役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。
- ロ 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ハ 監理本部内部監査部は、内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役および監査役へ報告する。
- ニ 代表取締役、社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、代表取締役にその管理状況を報告する。
- ロ 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティ管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。
- ハ システム障害のリスクについてはシステム部において「コンピューターシステムに係るコンティンジェンシープラン」を作成し、障害の未然防止、障害発生時の影響の極小化、障害からの迅速な復旧に努める。
- ニ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「有価証券等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
- ホ 各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- ヘ 監理本部は、各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
- ロ 取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
 - ハ ストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当

部署を定め、適切に管理する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査役会に報告する。

ロ 内部監査の結果については、監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。

ハ 執行役員会、経営会議、部店長会議、検査報告会をはじめ社内の重要な会議に、監査役が出席できる体制を確保する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。

ロ 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。

ハ 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「コンプライアンス原則」において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わない、とする方針を定めております。

イ 当社では、監理本部を統括部署として反社会的勢力との取引防止に関する対応を図っております。

ロ 当社では、各営業店に「不当要求防止責任者」を配置して反社会的勢力への対応を図るとともに、所轄警察署等から反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

ハ 当社では、反社会的勢力からの不当要求に対応するため、平素から、各営業店における所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携関係の構築に努めております。

ニ 当社では、既存顧客が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消することを、「投資勧誘、顧客管理等に関する行為基準（ガイドライン）」で定めております。

ホ 当社では、反社会的勢力への対応をコンプライアンスの一環として取り組み、社内研修の開催や外部講習・研修への参加等、教育の確保に努めております。

(4) 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(内部監査)

当社では、役職員一人ひとりが法令諸規則等を遵守し、適切な判断と行動ができるように、社内規程等の整備を図り、適法・適切な業務執行のための体制を整備するとともに、業務運営が法令諸規則や社内規程を遵守して適切に行われているか、業務を運営する上での様々なリスクに対するコントロールが適正に機能しているかを監督、検査、報告するため、内部監査を実施しております。

内部監査に関わる人員は7名であります。

(監査役監査)

監査役（4名）は、監査の方針・計画、監査業務の分担などを立案、監査役相互の連携を図りながら、監査役監査規則に則って、取締役の業務執行の監査を行っております。

監査役は、監査の結果について、適宜取締役との間で協議を行うなど経営の監視を間断なく進めております。

監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内の重要な会議に出席しております。

(会計監査)

会計監査につきましては、監査法人トーマツとの間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）について業務を執行した公認会計士は本多潤一、陸田雅彦の2名であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等4名、その他2名となっております。

(5) 役員報酬及び監査報酬の内容

当期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人トーマツに対する報酬は次のとおりであります。

役員報酬

社内取締役を支払った報酬	95百万円
社外取締役を支払った報酬	19百万円
社内監査役を支払った報酬	12百万円
社外監査役を支払った報酬	19百万円
計	147百万円

(注) 上記には、役員賞与引当金当期繰入額20百万円、役員退職慰労引当金の当期分繰入額（取締役3百万円、監査役0百万円）及びストック・オプション費用計上額12百万円は含まれておりません。

監査法人トーマツに対する報酬

公認会計士法第2条第1項に基づく報酬	24百万円
上記以外の業務に基づく報酬	3百万円

- (6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

社外取締役1名および社外監査役2名と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

- (7) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

平成18年5月の取締役会において、内部統制システムの構築について、会社法の定めに従い9項目にわたる決議を行いました。さらにその後の環境変化を踏まえ、平成19年3月開催の取締役会において、同決議の一部改正を行いました。改訂後の決議の詳細につきましては(2)内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に記載のとおりであります。

また、金融商品取引法に定める「内部統制報告書制度」への対応のため、平成19年2月の取締役会では体制整備を目的として、「財務報告に係る内部統制推進プラン」を採択し、平成20年5月の取締役会では、財務報告に係る内部統制の運用、評価に関する基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制の基本方針」を採択しました。

- (8) 取締役の員数についての定款変更

当社は、平成18年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数を1名増員し、6名以内から7名以内とする定款変更を行っております。

- (9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来ることとした場合、その事項及びその理由
自己株取得の取締役会への授権

機動的な資本政策を実現するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

取締役会決議による剰余金の配当（中間配当制度）

株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当制度）を導入し、中間配当基準日を毎年9月30日と定めております。

- (10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う旨を定款で定めております。

- (11) 取締役の解任の決議要件

当事業年度末において、当社は、取締役の解任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う旨を定款で定めております。

その後、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、この条文を削除し、新たに会社法の定める決議要件に従うことを付議し、可決・承認されました。

(12) 株主総会の特別決議要件を変更した場合、その内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議の要件を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う旨を定款で定めております。これは株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

7 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	委託手数料	10,766	20	51	—	10,838
	引受・売出し手数料	137	84	—	—	221
	募集・売出しの 取扱い手数料	1	37	3,982	—	4,022
	その他の受入手数料	101	18	2,358	43	2,522
	計	11,006	161	6,392	43	17,605
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	委託手数料	8,535	15	51	—	8,601
	引受・売出し手数料	13	74	—	—	87
	募集・売出しの 取扱い手数料	1	36	4,641	—	4,679
	その他の受入手数料	80	19	3,477	28	3,606
	計	8,631	144	8,170	28	16,974

(2) トレーディング損益の内訳

区分	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	81	0	81	67	△0	67
債券等・その他のトレーディング 損益	2,899	10	2,910	1,277	9	1,287
債券等トレーディング損益	2,671	13	2,684	1,094	9	1,104
その他のトレーディング損益	228	△2	226	183	0	183
計	2,980	11	2,991	1,345	9	1,354

(3) 自己資本規制比率

		第87期 (平成19年3月31日現在)	第88期 (平成20年3月31日現在)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	(A)	45,762	45,820
補完的項目	評価差額金(評価益)等	4,872	2,428
	証券取引責任準備金等	774	811
	一般貸倒引当金	4	69
	長期劣後債務	—	—
	短期劣後債務	—	—
	計 (B)	5,651	3,310
控除資産	(C)	6,165	5,018
固定化されていない 自己資本の額	(A) + (B) - (C) (D)	45,247	44,112
リスク相当額	市場リスク相当額	1,433	927
	取引先リスク相当額	1,592	1,048
	基礎的リスク相当額	3,966	3,873
	計 (E)	6,991	5,849
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	647.1%	754.0%

(注) 上記の自己資本規制比率は決算数値を基に算出しております。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

① 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	4,482,953	829,496	5,312,450
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	3,356,355	669,928	4,026,284

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	16,054	566,275	582,329
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	10,000	473,844	483,844

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	19,724	39,062	58,787
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	17,662	47,634	65,297

ニ その他

該当ありません。

② 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

イ 株式に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	—	81,230	14,520	—	95,750
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	—	155,947	715	17,859	174,521

ロ 債券に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	68,185	16,801	—	—	84,986
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	129,528	—	—	—	129,528

(5) 有価証券の引受け・売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱業務の状況

最近2事業年度における有価証券の引受け・売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱業務の状況は、次のとおりであります。

イ 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	3,946	4,104	—	89	—
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	727	740	—	61	—

ロ 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	国債証券	0	—	—	—	—
	地方債証券	26,110	—	27,091	—	—
	特殊債券	—	—	15,500	—	—
	社債券	2,920	—	2,920	—	—
	計	29,030	—	45,511	—	—
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	国債証券	—	—	—	—	—
	地方債証券	21,985	—	22,951	—	—
	特殊債券	—	—	12,550	—	—
	社債券	3,689	—	3,687	—	—
	計	25,674	—	39,188	—	—

ハ 受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	—	—	899,895	—	—
第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	—	—	819,381	—	—

ニ その他

該当ありません。

(6) その他の業務の状況

最近2事業年度におけるその他の業務の状況は、次のとおりであります。

① 有価証券の保護預り業務

区分	第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)		
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券	
株券(千株)	1,260,226	16,289	1,340,971	11,794	
債券(百万円)	57,295	150,490	53,559	81,220	
受益証券	単位型(百万口)	5	4	6,121	
	追加型	株券(百万口)	4,399		517,422
		債券(百万口)	132,087		113,863

② 有価証券の貸借の媒介、取次又は代理業務

期別	顧客に斡旋した融資額とこれにより顧客が買付けている株数		顧客に斡旋した貸株とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	株数(千株)	株数(千株)	金額(百万円)
第87期(平成19年3月31日現在)	65,098	74,294	3,456	3,155
第88期(平成20年3月31日現在)	37,653	44,703	2,646	2,047

③ 公社債元利金支払の代理業務

期別	取扱額(百万円)
第87期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)	8,564
第88期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)	15,685

④ 証券投資信託受益証券の収益金・償還金及び一部解約金支払の代理業務

期別	取扱額(百万円)
第87期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)	823,101
第88期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)	722,585

(注) 外国証券投資信託の取扱額は上記の取扱額には含まれておりません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表並びに財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		8,611		6,976	
預託金		27,923		19,268	
顧客分別金信託		27,822		19,167	
その他の預託金		101		101	
トレーディング商品		1,741		1,437	
商品有価証券等	※4	1,740		1,436	
デリバティブ取引		0		0	
約定見返勘定		725		36	
信用取引資産		65,486		37,998	
信用取引貸付金	※3	65,098		37,653	
信用取引借証券担保金		387		344	
立替金		6		71	
募集等払込金		3,144		2,387	
短期貸付金		2,808		7,799	
未収収益		1,450		1,257	
その他の有価証券		152		140	
繰延税金資産		548		445	
その他流動資産		120		109	
貸倒引当金		△3,085		△3,151	
流動資産計		109,632	86.0	74,777	85.3
固定資産					
有形固定資産	※1・ 2	3,523		3,209	
建物		661		629	
器具・備品		1,342		1,059	
土地		1,519		1,519	
無形固定資産		1,103		706	
ソフトウェア		1,079		685	
電話加入権その他		23		21	
投資その他の資産		13,170		8,966	
投資有価証券	※2	12,078		7,906	
長期貸付金		1		1	
長期差入保証金		838		834	
長期前払費用		16		17	
その他		235		206	
固定資産計		17,797	14.0	12,882	14.7
資産合計		127,430	100.0	87,660	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
トレーディング商品			93		—
商品有価証券等	※4	93		—	
信用取引負債			27,000		3,919
信用取引借入金	※2	23,844		1,872	
信用取引貸証券受入金		3,155		2,047	
預り金			16,021		9,611
受入保証金			15,490		14,121
短期借入金	※2		4,070		3,970
未払法人税等			1,539		632
賞与引当金			892		821
役員賞与引当金			30		20
その他流動負債			706		746
流動負債計			65,843	51.7	33,843
固定負債					
繰延税金負債			2,999		1,442
退職給付引当金			1,877		1,547
役員退職慰労引当金			205		—
長期未払金			—		239
その他固定負債			318		281
固定負債計			5,399	4.2	3,510
特別法上の準備金	※6				
証券取引責任準備金			774		811
特別法上の準備金計			774	0.6	811
負債合計			72,017	56.5	38,165
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			10,000	7.8	10,000
資本剰余金			3,682	2.9	3,695
利益剰余金			37,747	29.6	34,246
自己株式			△927	△0.7	△889
株主資本合計			50,502	39.6	47,052
評価・換算差額等					
その他有価証券評価 差額金			4,892	3.8	2,394
評価・換算差額等合計			4,892	3.8	2,394
新株予約権			18	0.0	47
純資産合計			55,413	43.5	49,494
負債純資産合計			127,430	100.0	87,660

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
受入手数料			17,604		16,974
委託手数料		10,838		8,601	
引受け・売出手数料		221		87	
募集・売出しの 取扱い手数料		4,022		4,679	
その他		2,522		3,606	
トレーディング損益			2,991		1,354
その他有価証券売買損益			△8		—
金融収益			1,620		1,543
営業収益計			22,208	100.0	19,873
金融費用			395	1.8	334
純営業収益			21,813	98.2	19,539
販売費・一般管理費					
取引関係費		1,848		1,689	
人件費	※1	8,323		8,403	
不動産関係費		2,011		2,086	
事務費		1,591		1,599	
減価償却費		1,288		1,117	
租税公課		175		173	
その他	※2	1,107		1,147	
販売費・一般管理費計			16,344	73.6	16,218
営業利益			5,468	24.6	3,320
営業外収益	※3		301	1.4	392
営業外費用	※4		21	0.1	20
経常利益			5,748	25.9	3,692
特別利益					
前期損益修正益		—		8	
固定資産売却益	※5	34		1	
投資有価証券売却益		57		0	
貸倒引当金戻入		0		—	
自己新株予約権消却益		—		6	
その他		1		—	
特別利益計			94	0.4	16
特別損失					
前期損益修正損	※6	—		40	
役員退職慰労引当金繰入		174		—	
投資有価証券評価減		53		260	
固定資産売却損	※7	9		16	
投資有価証券売却損		0		4	
証券取引責任準備金繰入		113		37	
減損損失	※8	1		—	
特別損失計			353	1.6	360
税金等調整前当期純利益			5,489	24.7	3,348
法人税、住民税及び事業税		1,958		1,377	
過年度法人税等		—		218	
法人税等調整額		△561	1,397	6.3	1,690
当期純利益			4,092	18.4	1,658

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	10,000	3,657	42,522	△1,047	55,132
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△8,080	—	△8,080
役員賞与の支給(注)	—	—	△50	—	△50
当期純利益	—	—	4,092	—	4,092
剰余金の配当	—	—	△736	—	△736
自己株式の取得	—	—	—	△29	△29
自己株式の処分	—	24	—	149	174
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	24	△4,775	119	△4,630
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,682	37,747	△927	50,502

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,673	5,673	—	60,806
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△8,080
役員賞与の支給(注)	—	—	—	△50
当期純利益	—	—	—	4,092
剰余金の配当	—	—	—	△736
自己株式の取得	—	—	—	△29
自己株式の処分	—	—	—	174
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△780	△780	18	△762
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△780	△780	18	△5,393
平成19年3月31日残高(百万円)	4,892	4,892	18	55,413

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,682	37,747	△927	50,502
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△5,159	—	△5,159
当期純利益	—	—	1,658	—	1,658
自己株式の取得	—	—	—	△6	△6
自己株式の処分	—	13	—	43	57
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	13	△3,500	37	△3,449
平成20年3月31日残高(百万円)	10,000	3,695	34,246	△889	47,052

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,892	4,892	18	55,413
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△5,159
当期純利益	—	—	—	1,658
自己株式の取得	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	57
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△2,498	△2,498	29	△2,468
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2,498	△2,498	29	△5,918
平成20年3月31日残高(百万円)	2,394	2,394	47	49,494

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,489	3,348
減価償却費		1,288	1,117
貸倒引当金の増加額又は減少額(△)		△0	66
退職給付引当金の減少額(△)		△149	△330
役員退職慰労引当金の増加額又は減少額(△)		205	△205
賞与引当金の減少額(△)		△311	△70
役員賞与引当金の増加額又は減少額(△)		30	△10
証券取引責任準備金の増加額		113	37
受取利息及び受取配当金		△1,808	△1,790
支払利息		395	334
有形固定資産等の評価減、売却損益		△24	14
投資有価証券の評価損、売買損益		20	280
顧客分別金信託の減少額		9,007	8,655
貸付金の増加額(△)又は減少額		92	△4,991
立替金及び預り金の増減額		△2,920	△6,476
トレーディング商品の増減額		△726	899
信用取引資産及び信用取引負債の減少額		12,673	4,406
受入保証金の減少額(△)		△6,613	△1,368
取締役賞与の支払額		△50	—
その他		△965	1,243
小計		15,745	5,162
利息及び配当金の受取額		1,871	1,790
利息の支払額		△389	△334
法人税等の支払額		△5,041	△2,488
営業活動によるキャッシュ・フロー		12,186	4,130
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入		40	—
投資有価証券の取得による支出		—	△168
投資有価証券の売却による収入		222	4
有形固定資産等の取得による支出		△1,713	△315
有形固定資産等の売却による収入		78	—
その他(純額)		3	1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,368	△477
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純減額(△)		△40	△100
自己株式の取得による支出		△29	△6
自己株式の売却による収入		174	57
配当金の支払額		△8,782	△5,159
財務活動によるキャッシュ・フロー		△8,678	△5,208
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		24	△79
V 現金及び現金同等物の増加額 又は減少額(△)		2,164	△1,634
VI 現金及び現金同等物の期首残高		6,446	8,611
VII 現金及び現金同等物の期末残高		8,611	6,976

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社4社は、すべて連結しております。</p> <p>連結子会社名 丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 当社におけるトレーディング商品に属する有価証券並びに連結子会社のトレーディングに関する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>(2) トレーディングの目的と範囲 トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。 取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。</p> <p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 その他有価証券 イ 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。) ロ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 同左</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p> <p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) トレーディングの目的と範囲 同左</p> <p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 その他有価証券 イ 時価のあるもの 同左 ロ 時価のないもの 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物8年～47年、器具・備品4年～8年であります。</p> <p>② 無形固定資産及び長期前払費用 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(5) 重要な引当金及び準備金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(635百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正による法人税法の改正(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ11百万円減少しております。</p> <p>② 無形固定資産及び長期前払費用 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(5) 重要な引当金及び準備金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社の平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されました。また、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されました。</p> <p>⑥ 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。</p> <p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 —</p> <p>⑥ 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、旧証券取引法第51条の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。</p> <p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

会計処理の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は55,394百万円であります。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>	—
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が18百万円減少しております。</p>	—
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ30百万円減少しております。</p>	—
<p>(役員退職慰労引当金の会計処理について) 当社では従来、役員退職慰労金につきまして、支出時の費用とする会計処理を行ってまいりましたが、「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について」が公表されたことに鑑み、当連結会計年度より社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することと致しました。 これにより、営業利益、経常利益が16百万円、税金等調整前当期純利益が191百万円それぞれ減少しております。 なお、同報告は平成19年4月13日に公表されたため、当該会計処理の変更は当下半期に行われております。従って、当中間連結会計期間は従来の方によっており、変更後の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益が7百万円、税金等調整前中間純利益が181百万円それぞれ多く計上されております。</p>	—

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>前連結会計年度まで、その他固定負債に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金」(連結子会社計上分)は、当連結会計年度において当社も役員退職慰労引当金を計上したことによりその重要性が増したため、区分掲記することといたしました。 なお、前連結会計年度の「役員退職慰労引当金」の額は17百万円であります。</p>	—

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)		
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。		※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。		
建物	2,128百万円	建物	2,182百万円	
器具・備品	3,526	器具・備品	3,811	
計	5,654	計	5,994	
※2 担保に供している資産				
前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)		
担保権によって担保されている債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	4,070	760	7,157	7,917
金融機関借入金	3,470	760	7,127	7,887
証券金融会社借入金	600	—	30	30
信用取引借入金	23,844	—	—	—
計	27,914	760	7,157	7,917
(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。				
2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券14,719百万円及び信用取引の自己融資見返り株券408百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券103百万円及び信用取引の自己融資見返り株券5,970百万円を差し入れております。				
前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)		
担保権によって担保されている債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,970	739	4,317	5,057
金融機関借入金	3,470	739	4,287	5,027
証券金融会社借入金	500	—	30	30
信用取引借入金	1,872	—	—	—
計	5,842	739	4,317	5,057
(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。				
2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券2,792百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券51百万円及び信用取引の自己融資見返り株券4,167百万円を差し入れております。				
※3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は81,102百万円であります。		※3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は50,875百万円であります。		

前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
※4 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。 (資産) 株券 93 百万円 債券 1,647 受益証券 0 計 1,740 (負債) 株券 93 計 93 5 保証債務 保証債務の残高は2百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。 ※6 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 証券取引法第51条	※4 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。 (資産) 株券 15 百万円 債券 1,421 計 1,436 5 保証債務 保証債務の残高は1百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。 ※6 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 旧証券取引法第51条

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 人件費の中には、賞与引当金繰入額890百万円が含まれております。 ※2 — ※3 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金187百万円、家賃・地代43百万円、団体保険配当金等37百万円であります。 ※4 営業外費用の主なものは、投資事業組合損12百万円であります。 ※5 固定資産売却益の主なものは、土地32百万円、ゴルフ会員権1百万円であります。 ※6 — ※7 固定資産売却損の主なものは、器具・備品5百万円、建物2百万円であります。	※1 人件費の中には、賞与引当金繰入額820百万円が含まれております。 ※2 販売費・一般管理費のその他には、貸倒引当金繰入額69百万円が含まれて下ります。 ※3 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金248百万円、家賃・地代43百万円、団体保険配当金等74百万円であります。 ※4 営業外費用の主なものは、投資事業組合損15百万円、為替差損3百万円であります。 ※5 — ※6 前期損益修正損の主なものは、過年度消費税等40百万円であります。 ※7 固定資産売却損の主なものは、器具・備品15百万円であります。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)									
<p>※8 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="210 344 606 524"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県 伊豆市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>奈良県 奈良市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地1百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価及び不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を適用しております。</p>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	静岡県 伊豆市	遊休資産	土地	奈良県 奈良市	<p>※8</p> <p style="text-align: center;">—</p>
用途	種類	場所								
遊休資産	土地	静岡県 伊豆市								
遊休資産	土地	奈良県 奈良市								

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75,282,940	—	—	75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,820,957	17,111	256,553	1,581,515

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 17,111株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 255,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 1,553株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	18 (1)

(注) 自己新株予約権については、(外書き)により表示しております。

なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	8,080	110	平成18年3月31日	平成18年6月27日
平成18年9月14日 取締役会	普通株式	736	10	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,422	60	平成19年3月31日	平成19年6月28日

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75,282,940	—	—	75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,581,515	5,011	74,663	1,511,863

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加5,011株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少74,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少663株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	33
	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	14
合 計			47

(注) 平成18年新株予約権及び平成19年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,422	60	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年9月14日 取締役会	普通株式	737	10	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	368	5	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金・預金 8,611百万円	現金・預金 6,976百万円
現金及び現金同等物 8,611	現金及び現金同等物 6,976

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(器具・備品)	(器具・備品)
取得価額相当額 14百万円	取得価額相当額 10百万円
減価償却累計額相当額 6	減価償却累計額相当額 5
期末残高相当額 7	期末残高相当額 4
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額
1年以内 2百万円	1年以内 2百万円
1年超 5	1年超 3
計 8	計 5
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 3百万円	支払リース料 2百万円
減価償却費相当額 2	減価償却費相当額 2
支払利息相当額 0	支払利息相当額 0
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券(商品有価証券等)

(1) 連結貸借対照表計上額

種類	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額(百万円)		連結貸借対照表計上額(百万円)	
	資産に属するもの	負債に属するもの	資産に属するもの	負債に属するもの
株券	93	93	15	—
債券	1,647	—	1,421	—
受益証券	0	—	—	—
計	1,740	93	1,436	—

(2) 損益に含まれた評価差額

前連結会計年度(平成19年3月31日現在) 13百万円

当連結会計年度(平成20年3月31日現在) 9百万円

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前連結会計年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの						
株券・新株予約権証書	3,219	10,898	7,679	2,496	6,218	3,722
受益証券	—	—	—	—	—	—
小計	3,219	10,898	7,679	2,496	6,218	3,722
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの						
株券・新株予約権証書	459	329	△129	1,183	965	△218
小計	459	329	△129	1,183	965	△218
合計	3,678	11,228	7,549	3,679	7,183	3,504

(注) 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式につき0百万円減損処理を行っております。

また当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式につき216百万円減損処理を行っております。

なお、連続した2連結会計年度末において下落率が30%以上50%未満の株式につきましても、時価の著しい下落があったものとして、減損処理を行っております。

- 4 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
 該当事項はありません。
- 当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
 該当事項はありません。

5 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
222	57	0	4	0	4

6 時価評価されていない有価証券

内容	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券（流動資産に属するもの）		
非上場株式	152	140
小計	152	140
その他有価証券（固定資産に属するもの）		
非上場株式	850	723
小計	850	723
合計	1,002	863

(注) 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式につき17百万円減損処理を行っております。
 また当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式につき44百万円減損処理を行っております。
 なお、時価のない株式の減損につきましては、1株当りの純資産額と簿価との差額により4つの区分に分類する定量的評価に加え、対計画での業績推移、キャッシュフローベースでの収益力、今後の戦略とその妥当性等についての定性的評価を行い、総合的に判断しております。

- 7 その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額
 前連結会計年度（平成19年3月31日）
 該当事項はありません。
- 当連結会計年度（平成20年3月31日）
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 トレーディングに係るもの

(1) トレーディングの状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>トレーディングの内容、取組方針及び利用目的</p> <p>当社の行うトレーディング業務は、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び、自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引などであります。</p> <p>トレーディング業務において取扱っている商品は、①株式、債券、その他の商品有価証券の現物取引、②株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引、選択権付債券売買等の取引所取引以外の金融派生商品の3種類であります。</p> <p>トレーディングにおけるリスクの内容</p> <p>トレーディングに伴って発生し、当社の財務状況に大きな影響を与えるリスクとしては主として、マーケットリスクと取引先リスクがあげられます。</p> <p>マーケットリスクは、株式、金利、為替等の市場価格が変動することによって発生するリスクであり、取引先リスクは、相手先が倒産などの理由で契約を履行できなくなることにより発生する債務不履行リスクであります。</p> <p>マーケットリスクについては、トレーディングの結果保有する商品の①ポジション、②時価を、また取引先リスクについては①取引先評価、②与信残高とその時価評価、の正確な把握が重要であると考えております。</p> <p>当社のリスク管理体制</p> <p>マーケットリスクについては、リスク管理部門が商品部門ごとに設定された運用枠に対し、使用残高、実現損益及び評価損益を日々計算し、運用状況の把握、監視を行っております。</p> <p>取引先リスクについては、リスク管理部門が各商品部門が行う取引について取引先評価、及び与信残高とその時価評価を把握し管理しております。</p> <p>またいづれについても、その結果を毎日経営者へ報告しております。</p>	<p>トレーディングの内容、取組方針及び利用目的 同左</p> <p>トレーディングにおけるリスクの内容 同左</p> <p>当社のリスク管理体制</p> <p>マーケットリスクについては、リスク管理部門が商品部門ごとに設定された運用枠に対し、使用残高、実現損益及び評価損益を日々計算し、運用状況の把握、監視を行っております。</p> <p>取引先リスクについては、リスク管理部門が各商品部門が行う取引について取引先評価、及び与信残高とその時価評価を把握し管理しております。</p> <p>またいづれについても、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。</p>

(2) トレーディングの契約額等及び時価に関する事項

種類	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)			
	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引								
株価指数先物取引								
売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	—	—	—	—
株価指数オプション取引								
売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	—	—	—	—
債券先物取引								
売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	—	—	—	—
債券オプション取引								
売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	—	—	—	—
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建								
豪ドル	2,176	—	2,187	△11	206	—	207	△0
米ドル	39	—	39	0	106	—	106	△0
その他	12	—	12	△0	1	—	1	△0
買建								
豪ドル	2,176	—	2,187	11	209	—	209	0
米ドル	48	—	48	0	106	—	107	1
その他	6	—	6	0	1	—	1	0

(注) 時価の算定方法は以下のとおりであります。

- 株価指数先物取引 …… 主たる金融商品取引所が定める精算値段
- 株価指数オプション取引 …… 主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
- 債券先物取引 …… 主たる金融商品取引所が定める精算値段
- 債券オプション取引 …… 主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
- 為替予約取引 …… 割引現在価値により算定した額

2 トレーディングに係るもの以外

当社は、トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引は利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度については、昭和48年から適格年金制度への移行を段階的に行い、昭和64年より90%相当分を移行しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成19年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△5,048百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;">4,015</td> </tr> <tr> <td>(3) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>△1,033</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">338</td> </tr> <tr> <td>(5) 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;"><u>△1,183</u></td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,877</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">341百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td>(3) 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">42</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 148</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付費用 (注)</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table> <p>(注) 退職給付費用は、販売費・一般管理費の人工費に含めて計上しております。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table> <p>(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(5) 会計基準変更時差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">15年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	△5,048百万円	(2) 年金資産	4,015	(3) 未積立退職給付債務	<u>△1,033</u>	(4) 会計基準変更時差異の未処理額	338	(5) 未認識数理計算上の差異	<u>△1,183</u>	(6) 退職給付引当金	△1,877	(1) 勤務費用	341百万円	(2) 利息費用	65	(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	42	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 148</u>	(5) 退職給付費用 (注)	300	(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2) 割引率	1.4%	(3) 期待運用収益率	0.0%	(4) 数理計算上の差異の処理年数	5年	(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△5,140百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;">3,454</td> </tr> <tr> <td>(3) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>△1,685</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">296</td> </tr> <tr> <td>(5) 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;"><u>△157</u></td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,547</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">322百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>(3) 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">42</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>△284</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付費用 (注)</td> <td style="text-align: right;">147</td> </tr> </table> <p>(注) 退職給付費用は、販売費・一般管理費の人工費に含めて計上しております。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table> <p>(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(5) 会計基準変更時差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">15年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	△5,140百万円	(2) 年金資産	3,454	(3) 未積立退職給付債務	<u>△1,685</u>	(4) 会計基準変更時差異の未処理額	296	(5) 未認識数理計算上の差異	<u>△157</u>	(6) 退職給付引当金	△1,547	(1) 勤務費用	322百万円	(2) 利息費用	67	(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	42	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>△284</u>	(5) 退職給付費用 (注)	147	(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2) 割引率	1.4%	(3) 期待運用収益率	0.0%	(4) 数理計算上の差異の処理年数	5年	(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年
(1) 退職給付債務	△5,048百万円																																																																
(2) 年金資産	4,015																																																																
(3) 未積立退職給付債務	<u>△1,033</u>																																																																
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	338																																																																
(5) 未認識数理計算上の差異	<u>△1,183</u>																																																																
(6) 退職給付引当金	△1,877																																																																
(1) 勤務費用	341百万円																																																																
(2) 利息費用	65																																																																
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	42																																																																
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 148</u>																																																																
(5) 退職給付費用 (注)	300																																																																
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
(2) 割引率	1.4%																																																																
(3) 期待運用収益率	0.0%																																																																
(4) 数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																
(1) 退職給付債務	△5,140百万円																																																																
(2) 年金資産	3,454																																																																
(3) 未積立退職給付債務	<u>△1,685</u>																																																																
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	296																																																																
(5) 未認識数理計算上の差異	<u>△157</u>																																																																
(6) 退職給付引当金	△1,547																																																																
(1) 勤務費用	322百万円																																																																
(2) 利息費用	67																																																																
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	42																																																																
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>△284</u>																																																																
(5) 退職給付費用 (注)	147																																																																
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
(2) 割引率	1.4%																																																																
(3) 期待運用収益率	0.0%																																																																
(4) 数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費 18百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成12年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名 当社の従業員(新入社員を除く)153名 当社の投信債券歩合外務員及び歩合外務員7名
株式の種類及び付与数	普通株式232,000株
付与日	平成12年7月27日
権利確定条件	① 対象者として権利を付与された者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、権利を付与された者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利行使できます。 ② 権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「株式譲渡請求権付与契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成12年7月27日 ～平成14年6月23日
権利行使期間	平成14年6月24日 ～平成18年6月23日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成13年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名 当社の従業員(新入社員除く)119名 当社の投信債券歩合外務員及び歩合外務員5名
株式の種類及び付与数	普通株式349,000株
付与日	平成13年7月18日
権利確定条件	① 対象者として権利を付与された者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、権利を付与された者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「株式譲渡請求権付与契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成13年7月18日 ～平成15年6月22日
権利行使期間	平成15年6月23日 ～平成19年6月22日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年7月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員（新入社員を除く）157名
株式の種類及び付与数	普通株式239,000株
付与日	平成14年7月17日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成14年7月17日 ～平成16年6月21日
権利行使期間	平成16年6月22日 ～平成20年6月21日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年8月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の執行役員1名 当社の従業員（新入社員を除く）116名
株式の種類及び付与数	普通株式238,000株
付与日	平成15年8月19日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成15年8月19日 ～平成17年6月26日
権利行使期間	平成17年6月27日 ～平成21年6月26日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役2名 当社の執行役員3名 当社の従業員（新入社員を除く）73名 当社子会社の従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式248,000株
付与日	平成16年7月26日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成16年7月26日 ～平成18年6月24日
権利行使期間	平成18年6月25日 ～平成22年6月24日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の執行役員2名 当社の従業員（新入社員を除く）103名 当社子会社の従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式237,000株
付与日	平成17年7月27日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ その他の条件は、第85期定時株主総会及び平成17年7月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成17年7月27日 ～平成19年6月28日
権利行使期間	平成19年6月29日 ～平成23年6月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 107名
株式の種類及び付与数	普通株式 124,000株
付与日	平成18年 7 月18日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、第86期定時株主総会及び平成18年 7 月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成18年 7 月18日 ～平成20年 6 月27日
権利行使期間	平成20年 6 月28日 ～平成28年 6 月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成12年7月24日
権利確定後	
期首(株)	26,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	26,000
失効(株)	—
未確定残(株)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成13年7月13日
権利確定後	
期首(株)	7,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	7,000
失効(株)	—
未確定残(株)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年7月12日
権利確定後	
期首(株)	78,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	4,000
失効(株)	—
未確定残(株)	74,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年8月19日
権利確定後	
期首(株)	56,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	3,000
失効(株)	—
未確定残(株)	53,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
権利確定前	
期首(株)	248,000

付与 (株)	—
失効 (株)	—
権利確定 (株)	248,000
未確定残 (株)	—
権利確定後	
期首 (株)	—
権利確定 (株)	248,000
権利行使 (株)	215,000
失効 (株)	—
未確定残 (株)	33,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年 7月15日
権利確定前	
期首 (株)	237,000
付与 (株)	—
失効 (株)	—
権利確定 (株)	—
未確定残 (株)	237,000
権利確定後	
期首 (株)	—
権利確定 (株)	—
権利行使 (株)	—
失効 (株)	—
未確定残 (株)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7月18日
権利確定前	
期首 (株)	—
付与 (株)	124,000
失効 (株)	—
権利確定 (株)	—
未確定残 (株)	124,000
権利確定後	
期首 (株)	—
権利確定 (株)	—
権利行使 (株)	—
失効 (株)	—
未確定残 (株)	—

② 単価情報

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成12年 7月24日
権利行使価格 (円)	758
行使時平均株価 (円)	1,717

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成13年 7月13日
権利行使価格 (円)	529
行使時平均株価 (円)	1,778

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年 7月12日
権利行使価格 (円)	387
行使時平均株価 (円)	1,742

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年 8月19日
権利行使価格 (円)	441
行使時平均株価 (円)	1,640

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年 7月15日
権利行使価格 (円)	678
行使時平均株価 (円)	1,702

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年 7月15日
権利行使価格 (円)	767
行使時平均株価 (円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7月18日
権利行使価格 (円)	1,699
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	426

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ・モデル

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 42.8%

算定基準日における予想残存期間に対応する期間の週次株価に基づき算定しました。

② 予想残存期間 6.0年

権利行使可能期間にわたって平均的に行使されるものと仮定して見積っております。

③ 予想配当 60円

平成18年3月期の年間配当実績（特別配当を除く）によります。

④ 無リスク利率 1.5%

上記②の予想残存期間と同程度の長期利付国債複利利回りの平均値によります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、将来の失効は見込んでおりません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費35百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年7月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員（新入社員を除く）157名
株式の種類及び付与数	普通株式239,000株
付与日	平成14年7月17日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成14年7月17日 ～平成16年6月21日
権利行使期間	平成16年6月22日 ～平成20年6月21日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年8月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の執行役員1名 当社の従業員（新入社員を除く）116名
株式の種類及び付与数	普通株式238,000株
付与日	平成15年8月19日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成15年8月19日 ～平成17年6月26日
権利行使期間	平成17年6月27日 ～平成21年6月26日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役2名 当社の執行役員3名 当社の従業員（新入社員を除く）73名 当社子会社の従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式248,000株
付与日	平成16年7月26日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ その他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成16年7月26日 ～平成18年6月24日
権利行使期間	平成18年6月25日 ～平成22年6月24日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の執行役員2名 当社の従業員（新入社員を除く）103名 当社子会社の従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式237,000株
付与日	平成17年7月27日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ その他の条件は、第85期定時株主総会及び平成17年7月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成17年7月27日 ～平成19年6月28日
権利行使期間	平成19年6月29日 ～平成23年6月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 107名
株式の種類及び付与数	普通株式 124,000株
付与日	平成18年 7月18日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できません。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、第86期定時株主総会及び平成18年 7月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成18年 7月18日 ～平成20年 6月27日
権利行使期間	平成20年 6月28日 ～平成28年 6月27日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 127名
株式の種類及び付与数	普通株式 104,000株
付与日	平成19年 8月 1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できません。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、平成19年 7月13日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成19年 8月 1日 ～平成21年 7月13日
権利行使期間	平成21年 7月14日 ～平成29年 7月13日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年7月12日
権利確定後	
期首(株)	74,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	1,000
失効(株)	—
未確定残(株)	73,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年8月19日
権利確定後	
期首(株)	53,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未確定残(株)	53,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
権利確定後	
期首(株)	33,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未確定残(株)	33,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年7月15日
権利確定前	
期首(株)	237,000
付与(株)	—
失効(株)	—
権利確定(株)	237,000
未確定残(株)	—
権利確定後	
期首(株)	—
権利確定(株)	237,000
権利行使(株)	73,000
失効(株)	—
未確定残(株)	164,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
権利確定前	
期首(株)	124,000
付与(株)	—
失効(株)	35,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	89,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年7月13日
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	104,000
失効(株)	7,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	97,000

② 単価情報

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年 7月12日
権利行使価格 (円)	387
行使時平均株価 (円)	1,388

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年 8月19日
権利行使価格 (円)	441
行使時平均株価 (円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年 7月15日
権利行使価格 (円)	678
行使時平均株価 (円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年 7月15日
権利行使価格 (円)	767
行使時平均株価 (円)	1,161

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7月18日
権利行使価格 (円)	1,699
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	426

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7月13日
権利行使価格 (円)	1,387
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	395

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ・モデル

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 41.7%

算定基準日における予想残存期間に対応する期間の週次株価に基づき算定しました。

② 予想残存期間 5.9年

権利行使可能期間にわたって平均的に行使されるものと仮定して見積っております。

③ 予想配当 20円

平成18年3月期の年間配当実績（特別配当を除く）によります。

④ 無リスク利率 1.5%

上記②の予想残存期間と同程度の長期利付国債複利利回りの平均値によります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、将来の失効は見込んでおりません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	(1) 流動資産		(1) 流動資産
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金	362百万円	賞与引当金
	未払事業税	122	未払事業税
	その他	63	その他
	繰延税金資産合計	548	繰延税金資産合計
	(2) 固定資産		(2) 固定資産
	繰延税金資産		繰延税金資産
	投資有価証券評価減	1,086	投資有価証券評価減
	退職給付引当金	763	退職給付引当金
	無形固定資産償却超過額	348	無形固定資産償却超過額
	証券取引責任準備金	314	証券取引責任準備金
	固定資産評価減	163	固定資産評価減
	その他	243	その他
	繰延税金資産小計	2,919	繰延税金資産小計
	評価性引当額	△2,919	評価性引当額
	繰延税金資産合計	—	繰延税金資産合計
	(3) 固定負債		(3) 固定負債
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金	2,670	その他有価証券評価差額金
	固定資産圧縮積立金	325	固定資産圧縮積立金
	固定資産特別償却準備金	3	固定資産特別償却準備金
	繰延税金負債合計	2,999	繰延税金負債合計
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳
	法定実効税率	40.69%	法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07	交際費等永久に損金に算入されない項目
	住民税均等割	0.68	住民税均等割
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.73	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当額の減少	△16.07	評価性引当額の増加
	その他	△0.18	その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.46	税効果会計適用後の法人税等の負担率
			50.47

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当企業集団は、①有価証券の売買等、②有価証券の売買等の委託の媒介、③有価証券の引受及び売出し、④有価証券の募集及び売出しの取扱い、⑤有価証券の私募の取扱いなどの証券業を中心として営業活動を行っております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当企業集団の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。	同左

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。	同左

【海外売上高】

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
海外営業収益の合計が連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。	同左

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	751.61円	1株当たり純資産額	670.28円
1株当たり当期純利益	55.60円	1株当たり当期純利益	22.50円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	55.46円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	22.47円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
連結貸借対照表の純資産 の部の合計額(百万円)	55,413	連結貸借対照表の純資産 の部の合計額(百万円)	49,494
普通株式に係る純資産額 (百万円)	55,394	普通株式に係る純資産額 (百万円)	49,446
差額の主な内訳(百万円)		差額の主な内訳(百万円)	
新株予約権	18	新株予約権	47
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940
普通株式の自己株式数(株)	1,581,515	普通株式の自己株式数(株)	1,511,863
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	73,701,425	1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	73,771,077

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり当期純利益		1株当たり当期純利益	
当期純利益(百万円)	4,092	当期純利益(百万円)	1,658
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	4,092	普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,658
普通株式の期中平均株式数(株)	73,595,626	普通株式の期中平均株式数(株)	73,741,373
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数(株)	192,719	普通株式増加数(株)	67,119
(うち株式譲渡請求権が存在する自己 株式)	(4,757)	(うち新株予約権)	(67,119)
(うち新株予約権)	(187,962)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 新株予約権1種(株式数114,000株) なお、その概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 新株予約権2種(株式数185,500株) なお、その概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストックオプション制度の導入

当社は平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第238条及び239条の規定に基づき、当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議しております。

詳細につきましては「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(8)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,070	3,970	1.82	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他の有利子負債 信用取引借入金（1年内返済）	23,844	1,872	1.11	—
計	27,914	5,842	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			8,591		6,963	
預託金			27,923		19,268	
顧客分別金信託		27,822		19,167		
その他の預託金		101		101		
トレーディング商品			1,741		1,437	
商品有価証券等	※6	1,740		1,436		
デリバティブ取引		0		0		
約定見返勘定			725		36	
信用取引資産			65,486		37,998	
信用取引貸付金	※5	65,098		37,653		
信用取引借証券担保金		387		344		
立替金			6		71	
募集等払込金			3,144		2,387	
短期貸付金			7		5,004	
未収収益			1,156		967	
繰延税金資産			542		442	
その他流動資産			115		108	
貸倒引当金			△4		△69	
流動資産計			109,434	86.1	74,615	85.7
固定資産						
有形固定資産	※1・ 4		2,258		2,025	
建物		304		292		
器具・備品		1,280		1,059		
土地		673		673		
無形固定資産			1,103		706	
ソフトウェア		1,079		685		
電話加入権その他		23		21		
投資その他の資産			14,336		9,705	
投資有価証券	※4	12,032		7,870		
関係会社株式		1,074		638		
長期貸付金		1		1		
長期差入保証金		975		971		
長期前払費用		16		17		
その他		235		206		
固定資産計			17,698	13.9	12,437	14.3
資産合計			127,133	100.0	87,053	100.0

区分	注記 番号	第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
トレーディング商品			93		—	
商品有価証券等	※6	93		—		
信用取引負債			27,000		3,919	
信用取引借入金	※4	23,844		1,872		
信用取引貸証券受入金		3,155		2,047		
預り金			16,017		9,607	
受入保証金			15,490		14,121	
短期借入金	※4		4,641		4,650	
未払金			323		503	
未払費用			315		231	
未払法人税等			1,475		607	
賞与引当金			890		820	
役員賞与引当金			30		20	
その他流動負債			1		0	
流動負債計			66,277	52.1	34,482	39.6
固定負債						
繰延税金負債			2,661		1,112	
退職給付引当金			1,877		1,546	
役員退職慰労引当金			191		—	
その他固定負債			294		481	
固定負債計			5,024	4.0	3,140	3.6
特別法上の準備金	※2					
証券取引責任準備金			774		811	
特別法上の準備金計			774	0.6	811	0.9
負債合計			72,075	56.7	38,434	44.2
(純資産の部)						
株主資本						
資本金			10,000	7.9	10,000	11.5
資本剰余金						
資本準備金		3,590			3,590	
その他資本剰余金		91			104	
資本剰余金合計			3,682	2.9	3,695	4.2
利益剰余金						
利益準備金		1,909			1,909	
その他利益剰余金						
特別償却準備金		4			—	
別途積立金		31,522			30,338	
繰越利益剰余金		3,975			1,136	
利益剰余金合計			37,411	29.4	33,384	38.3
自己株式			△927	△0.7	△889	△1.0
株主資本合計			50,166	39.5	46,189	53.1
評価・換算差額等						
その他有価証券評価 差額金			4,872	3.8	2,381	2.7
評価・換算差額等合計			4,872	3.8	2,381	2.7
新株予約権			18	0.0	47	0.1
純資産合計			55,057	43.3	48,618	55.8
負債純資産合計			127,133	100.0	87,053	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
営業収益							
受入手数料			17,605	79.2	16,974	85.4	
委託手数料		10,838		8,601			
引受け・売出し手数料		221		87			
募集・売出しの 取扱い手数料		4,022		4,679			
その他		2,522		3,606			
トレーディング損益	※1		2,991	13.5	1,354	6.8	
金融収益	※2		1,619	7.3	1,543	7.8	
営業収益計			22,216	100.0	19,873	100.0	
金融費用	※3		398	1.8	340	1.7	
純営業収益			21,818	98.2	19,532	98.3	
販売費・一般管理費							
取引関係費	※4	1,827		1,669			
人件費	※5	8,252		8,339			
不動産関係費	※6	2,223		2,231			
事務費	※7	1,751		1,742			
減価償却費		1,234		1,078			
租税公課	※8	154		158			
貸倒引当金繰入		0		69			
その他	※9	1,107		1,077			
販売費・一般管理費用計			16,552	74.5	16,366	82.4	
営業利益			5,266	23.7	3,165	15.9	
営業外収益	※10		279	1.3	378	1.9	
営業外費用	※11		20	0.1	20	0.1	
経常利益			5,525	24.9	3,523	17.7	
特別利益							
前期損益修正益		—			8		
固定資産売却益	※12	34			1		
投資有価証券売却益		43			0		
自己新株予約権消却益		—			6		
その他		1			—		
特別利益計			80	0.4	16	0.1	
特別損失							
前期損益修正損	※13	—			40		
役員退職慰労引当金繰入		174			—		
投資有価証券評価減		17			685		
固定資産売却損	※14	9			15		
投資有価証券売却損		0			4		
証券取引責任準備金繰入		113			37		
減損損失	※15	1			—		
特別損失計			317	1.4	784	3.9	
税引前当期純利益			5,288	23.8	2,756	13.9	
法人税、住民税及び事業税		1,874			1,310		
過年度法人税等		—			217		
法人税等調整額		△550	1,324	6.0	96	1,624	8.2
当期純利益			3,963	17.8	1,132	5.7	

③ 【株主資本等変動計算書】

第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	66	3,657
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩(注)	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩(注)	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—
役員賞与の支給(注)	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	24	24
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	24	24
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	91	3,682

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	1,909	26	32,614	7,766	42,315	△1,047	54,925
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩(注)	—	—	△ 354	354	—	—	—
特別償却準備金の取崩(注)	—	△ 9	—	9	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	△8,080	△8,080	—	△8,080
役員賞与の支給(注)	—	—	—	△ 50	△ 50	—	△ 50
当期純利益	—	—	—	3,963	3,963	—	3,963
特別償却準備金の取崩	—	△ 11	—	11	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 736	—	△ 736	—	△ 736
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 29	△ 29
自己株式の処分	—	—	—	—	—	149	174
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△ 21	△1,091	△3,791	△4,903	119	△4,759
平成19年3月31日残高(百万円)	1,909	4	31,522	3,975	37,411	△ 927	50,166

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,644	5,644	—	60,570
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩(注)	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩(注)	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	△8,080
役員賞与の支給(注)	—	—	—	△ 50
当期純利益	—	—	—	3,963
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 736
自己株式の取得	—	—	—	△ 29
自己株式の処分	—	—	—	174
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 771	△ 771	18	△ 753
事業年度中の変動額合計(百万円)	△ 771	△ 771	18	△5,512
平成19年3月31日残高(百万円)	4,872	4,872	18	55,057

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第88期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	91	3,682
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	13	13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	13	13
平成20年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	104	3,695

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	1,909	4	31,522	3,975	37,411	△ 927	50,166
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△5,159	△5,159	—	△5,159
当期純利益	—	—	—	1,132	1,132	—	1,132
別途積立金の取崩	—	—	△1,184	1,184	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	△4	—	4	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△6	△6
自己株式の処分	—	—	—	—	—	43	57
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△4	△1,184	△2,838	△4,027	37	△3,976
平成20年3月31日残高(百万円)	1,909	—	30,338	1,136	33,384	△889	46,189

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,872	4,872	18	55,057
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△5,159
当期純利益	—	—	—	1,132
別途積立金の取崩	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	57
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,491	△2,491	29	△2,462
事業年度中の変動額合計(百万円)	△2,491	△2,491	29	△6,438
平成20年3月31日残高(百万円)	2,381	2,381	47	48,618

重要な会計方針

<p>第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1 トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。 取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。) ②時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物8年～47年、器具・備品4年～8年であります。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用については、定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>1 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 同左</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 同左 ②時価のないもの 同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物8年～47年、器具・備品4年～8年であります。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正による法人税法の改正(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ11百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用については、定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>

<p style="text-align: center;">第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>6 引当金及び準備金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(635百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されました。また、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されました。</p> <p>(6) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	<p>6 引当金及び準備金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 —</p> <p>(6) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、旧証券取引法第51条の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 同左</p> <p>8 消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計処理の変更

<p>第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は55,039百万円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が18百万円減少しております。</p>	<p>—</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ30百万円減少しております。</p>	<p>—</p>
<p>(役員退職慰労引当金の会計処理について) 当社では従来、役員退職慰労金につきまして、支出時の費用とする会計処理を行ってまいりましたが、「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について」が公表されたことに鑑み、当事業年度より社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することと致しました。 これにより、営業利益、経常利益が16百万円、税引前当期純利益が191百万円それぞれ減少しております。 なお、同報告は平成19年4月13日に公表されたため、当該会計処理の変更は当下半期に行われております。従って、当中間会計期間は従来の方法により、変更後の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益が7百万円、税引前中間純利益が181百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>—</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)		
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		
建物	1,441百万円	建物	1,474百万円	
器具・備品	2,951	器具・備品	3,221	
計	4,392	計	4,695	
※2 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。		※2 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。		
証券取引責任準備金 証券取引法第51条		証券取引責任準備金 旧証券取引法第51条		
3 保証債務 保証債務の残高は2百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。		3 保証債務 保証債務の残高は1百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。		
※4 担保に供している資産				
第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)		
担保権によって担保されている債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	4,070	531	7,157	7,688
金融機関借入金	3,470	531	7,127	7,658
証券金融会社借入金	600	—	30	30
信用取引借入金	23,844	—	—	—
計	27,914	531	7,157	7,688
(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。				
2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券14,719百万円及び信用取引の自己融資見返り株券408百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券103百万円及び信用取引の自己融資見返り株券5,970百万円を差し入れております。				
第88期 (平成20年3月31日現在)				
担保権によって担保されている債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,970	525	4,317	4,842
金融機関借入金	3,470	525	4,287	4,812
証券金融会社借入金	500	—	30	30
信用取引借入金	1,872	—	—	—
計	5,842	525	4,317	4,842
(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。				
2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券2,792百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券51百万円及び信用取引の自己融資見返り株券4,167百万円を差し入れております。				
※5 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は81,102百万円であります。		※5 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は50,875百万円であります。		

第87期 (平成19年3月31日現在)	第88期 (平成20年3月31日現在)																		
※6 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。 (資産) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">株券</td> <td style="text-align: right;">93百万円</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td style="text-align: right;">1,647</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,740</td> </tr> </table> (負債) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">株券</td> <td style="text-align: right;">93</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">93</td> </tr> </table>	株券	93百万円	債券	1,647	受益証券	0	計	1,740	株券	93	計	93	※6 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。 (資産) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">株券</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td style="text-align: right;">1,421</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,436</td> </tr> </table>	株券	15百万円	債券	1,421	計	1,436
株券	93百万円																		
債券	1,647																		
受益証券	0																		
計	1,740																		
株券	93																		
計	93																		
株券	15百万円																		
債券	1,421																		
計	1,436																		

(損益計算書関係)

第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
※1 トレーディング損益の内訳							
区分	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	
株券等トレーディング損益	81	0	81	67	△0	67	
債券等・その他の トレーディング損益	2,899	10	2,910	1,277	9	1,287	
債券等トレーディング損益	2,671	13	2,684	1,094	9	1,104	
その他のトレーディング損益	228	△2	226	183	0	183	
計	2,980	11	2,991	1,345	9	1,354	
※2 金融収益の内訳				※2 金融収益の内訳			
信用取引収益	1,536	百万円		信用取引収益	1,416		百万円
受取債券利子	34			受取債券利子	28		
受取利息	49			受取利息	97		
その他	0			その他	0		
計	1,619			計	1,543		
※3 金融費用の内訳				※3 金融費用の内訳			
信用取引費用	323	百万円		信用取引費用	231		百万円
支払利息	72			支払利息	101		
その他	2			その他	8		
計	398			計	340		
※4 取引関係費の内訳				※4 取引関係費の内訳			
支払手数料	122	百万円		支払手数料	123		百万円
取引所・協会費	346			取引所・協会費	279		
通信・運送費	879			通信・運送費	792		
旅費・交通費	143			旅費・交通費	161		
広告宣伝費	246			広告宣伝費	197		
交際費	88			交際費	113		
計	1,827			計	1,669		
※5 人件費の内訳				※5 人件費の内訳			
役員報酬・従業員給料	5,001	百万円		役員報酬・従業員給料	5,517		百万円
歩合外務員報酬	616			歩合外務員報酬	460		
その他の報酬・給料	390			その他の報酬・給料	376		
福利厚生費	943			福利厚生費	992		
賞与引当金繰入	890			賞与引当金繰入	820		
役員賞与引当金繰入	30			役員賞与引当金繰入	20		
退職給付費用	300			退職給付費用	147		
役員退職慰労引当金繰入	16			役員退職慰労引当金繰入	3		
その他	63			その他	0		
計	8,252			計	8,339		
※6 不動産関係費の内訳				※6 不動産関係費の内訳			
不動産費	1,410	百万円		不動産費	1,430		百万円
器具・備品費	813			器具・備品費	800		
計	2,223			計	2,231		

第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)									
※7 事務費の内訳 事務委託費 1,542百万円 事務用品費 209 計 1,751	※7 事務費の内訳 事務委託費 1,542百万円 事務用品費 199 計 1,742									
※8 租税公課の内訳 事業税 81百万円 事業所税 13 印紙税 20 固定資産税 22 その他 17 計 154	※8 租税公課の内訳 事業税 72百万円 事業所税 13 印紙税 16 固定資産税 33 その他 23 計 158									
※9 「その他」の内訳 調査費 629百万円 水道光熱費 155 採用関係費 79 図書新聞費 41 教育研修費 52 その他 149 計 1,107	※9 「その他」の内訳 調査費 634百万円 水道光熱費 159 採用関係費 85 図書新聞費 41 教育研修費 66 その他 89 計 1,077									
※10 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金185百万円、団体保険配当金等42百万円、家賃・地代33百万円であります。 関係会社との取引に係わるものは、家賃・地代33百万円であります。	※10 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金240百万円、団体保険配当金等74百万円、家賃・地代42百万円であります。 関係会社との取引に係わるものは、家賃・地代42百万円であります。									
※11 営業外費用の主なものは、投資事業組合損12百万円であります。	※11 営業外費用の主なものは、投資事業組合損15百万円、為替差損3百万円であります。									
※12 固定資産売却益の主なものは、土地32百万円、ゴルフ会員権1百万円であります。	※12 —									
※13 —	※13 前期損益修正損の主なものは、過年度消費税等40百万円であります。									
※14 固定資産売却損の主なものは、建物2百万円、器具・備品6百万円であります。	※14 固定資産売却損の主なものは、器具・備品15百万円であります。									
※15 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県伊豆市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>奈良県奈良市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っておりません。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地1百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価及び不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を適用しております。</p>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	奈良県奈良市	※15 —
用途	種類	場所								
遊休資産	土地	静岡県伊豆市								
遊休資産	土地	奈良県奈良市								

(株主資本等変動計算書関係)

第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,820,957	17,111	256,553	1,581,515

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 17,111株

減少数の内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 255,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 1,553株

第88期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,581,515	5,011	74,663	1,511,863

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加5,011株

減少数の内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少74,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少663株

(リース取引関係)

第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(器具・備品)	(器具・備品)
取得価額相当額 14百万円	取得価額相当額 10百万円
減価償却累計額相当額 6	減価償却累計額相当額 5
期末残高相当額 7	期末残高相当額 4
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額
1年以内 2百万円	1年以内 2百万円
1年超 5	1年超 3
計 8	計 5
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 3百万円	支払リース料 2百万円
減価償却費相当額 2	減価償却費相当額 2
支払利息相当額 0	支払利息相当額 0
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。	④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

第87期 (平成19年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

第88期 (平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(1)	流動資産	(1)	流動資産
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	未払事業税		未払事業税
	その他		その他
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
(2)	固定資産	(2)	固定資産
	繰延税金資産		繰延税金資産
	投資有価証券評価減		投資有価証券評価減
	退職給付引当金		関係会社株式評価減
	無形固定資産償却超過額		退職給付引当金
	証券取引責任準備金		無形固定資産償却超過額
	固定資産評価減		証券取引責任準備金
	その他		固定資産評価減
	繰延税金資産小計		その他
	評価性引当額		繰延税金資産小計
	繰延税金資産合計		評価性引当額
(3)	固定負債	(3)	固定負債
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	固定資産特別償却準備金		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	住民税均等割		住民税均等割
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		過年度法人税等
	評価性引当額の減少		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	その他		評価性引当額の増加
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		その他
			税効果会計適用後の法人税等の負担率

(1株当たり情報)

第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	746.79円	1株当たり純資産額	658.40円
1株当たり当期純利益	53.86円	1株当たり当期純利益	15.35円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	53.71円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	15.34円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

第87期 (平成19年3月31日現在)		第88期 (平成20年3月31日現在)	
貸借対照表の純資産の部の 合計額(百万円)	55,057	貸借対照表の純資産の部の 合計額(百万円)	48,618
普通株式に係る純資産額 (百万円)	55,039	普通株式に係る純資産額 (百万円)	48,571
差額の主な内訳(百万円)		差額の主な内訳(百万円)	
新株予約権	18	新株予約権	47
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940
普通株式の自己株式数(株)	1,581,515	普通株式の自己株式数(株)	1,511,863
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	73,701,425	1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	73,771,077

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第88期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり当期純利益		1株当たり当期純利益	
当期純利益(百万円)	3,963	当期純利益(百万円)	1,132
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,963	普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,132
普通株式の期中平均株式数(株)	73,595,626	普通株式の期中平均株式数(株)	73,741,373
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数(株)	192,719	普通株式増加数(株)	67,119
(うち株式譲渡請求権が存在する 自己株式)	(4,757)	(うち新株予約権)	(67,119)
(うち新株予約権)	(187,962)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 新株予約権1種(株式数114,000株) なお、その概要は「第4提出会社の状況、1株 式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の とおりであります。		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 新株予約権2種(株式数185,500株) なお、その概要は「第4提出会社の状況、1株 式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の とおりであります。	

(重要な後発事象)

第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストックオプション制度の導入

平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第238条及び239条の規定に基づき、当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議しております。

詳細につきましては「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(8)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

第88期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(商品有価証券(売買目的有価証券))	33	15
小計	33	15
(投資有価証券(その他有価証券))		
日本電波工業株式会社	651,300	1,800
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,563,350	1,344
東京応化工業株式会社	204,800	448
株式会社東陽テクニカ	226,800	360
株式会社日本製鋼所	174,000	295
立花証券株式会社	126,445	189
センチュリー・リーシング・システム株式会社	208,000	182
朝日印刷株式会社	136,000	149
株式会社みちのく銀行	500,000	149
サンワテクノス株式会社	201,960	122
ヤマトインターナショナル株式会社	225,000	118
栗田工業株式会社	29,000	106
エーザイ株式会社	31,000	105
株式会社第三銀行	264,000	97
日本証券金融株式会社	169,000	94
日清食品株式会社	24,000	80
株式会社宮崎銀行	192,000	80
情報技術開発株式会社	100,000	75
株式会社フジミインコーポレーテッド	50,000	72
株式会社みずほフィナンシャルグループ	198	72
その他 (187銘柄)	4,108,621	1,655
小計	9,185,474	7,600
計	9,185,507	7,615

【債券】

銘柄	券面総額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）
（商品有価証券(売買目的有価証券)）		
国債(93銘柄)	458	472
地方債(111銘柄)	592	596
特殊債(42銘柄)	216	217
社債(22銘柄)	104	104
外国債(19銘柄)	—	30
計	—	1,421

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等（千口）	貸借対照表計上額（百万円）
（投資有価証券(その他有価証券)）		
投資事業組合出資（5銘柄）	—	270
計	—	270

【有形固定資産等明細表】

資産の種類		前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末残高 （百万円）
有形固定資産	建物	1,745	26	6	1,766	1,474	37	292
	器具・備品	4,231	304	255	4,280	3,221	512	1,059
	土地	673	—	—	673	—	—	673
	計	6,651	331	261	6,721	4,695	550	2,025
無形固定資産	ソフトウェア	2,870	121	193	2,798	2,113	513	685
	電話加入権その他	67	—	3	63	42	2	21
	計	2,937	121	196	2,862	2,155	516	706
長期前払費用		28	12	12	28	11	11	17

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	4	69	—	4	69
賞与引当金	890	820	890	—	820
役員賞与引当金	30	20	30	—	20
役員退職慰労引当金	191	4	3	191	—
証券取引責任準備金	774	39	2	—	811

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、必要計上額の洗替に伴うものであります。
役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」は、制度の廃止に伴うものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成20年3月31日現在における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

なお、附属明細表において記載した事項については省略しております。

① 資産の部

イ 現金・預金

区分	金額(百万円)	
現金		168
預金		6,794
当座預金	1,313	
普通預金	3,972	
外貨預金	550	
その他	957	
計		6,963

ロ 預託金

区分	金額(百万円)	
顧客分別金信託		19,167
その他の預託金		101
計		19,268

ハ 信用取引資産

区分	金額(百万円)	
信用取引貸付金 (注) 1		37,653
信用取引借証券担保金 (注) 2		344
計		37,998

(注) 1 信用取引により顧客が買付けた証券の買付代金

2 貸借取引により証券金融会社に差入れている借証券担保金

ニ 短期貸付金

区分	金額(百万円)	
コール・ローン		5,000
その他の貸付金		4
計		5,004

② 負債の部

イ 信用取引負債

区分	金額(百万円)
信用取引借入金 (注) 1	1,872
信用取引貸証券受入金 (注) 2	2,047
計	3,919

- (注) 1 証券金融会社からの貸借取引にかかる借入金
 2 信用取引により顧客が売付けた証券の売付代金

ロ 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金	9,094
募集等受入金 (注)	0
その他	513
計	9,607

- (注) 顧客からの受け入れた募集等の申込証拠金

ハ 受入保証金

区分	金額(百万円)
信用取引受入保証金	11,746
その他の受入証拠金	2,375
計	14,121

ニ 短期借入金

区分	金額(百万円)
金融機関借入金	3,470
証券金融会社借入金	500
その他の借入金	680
計	4,650

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券 100株未満の端数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	買取・買増1件につき 当社の定める100株当たりの売買委託手数料× $\frac{\text{買取・買増株式数}}{100\text{株}}$
公告掲載方法	当社の公告は、電子開示により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。なお、電子広告は当社のホームページにも記載しております。そのアドレスは次のとおりです。 http://www.marusan-sec.co.jp
株主に対する特典	期末の株主名簿及び実質株主名簿に記載された1,000株以上所有株主に対し、新潟県魚沼産コシヒカリ(新米)を一律3kg贈呈。(発送時期は10月中旬以降) 100株以上1,000株未満所有株主に対し、同2kg贈呈。(発送時期は10月中旬以降)

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日関東財務局長に提出

2 半期報告書

事業年度 第88期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成19年12月20日関東財務局長に提出

3 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権発行に係わる取締役会決議）の規定に基づく臨時報告書を平成19年7月17日関東財務局長に提出

4 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年10月26日関東財務局長に提出

事業年度 第83期(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第84期(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第85期(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第86期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

5 半期報告書の訂正報告書

事業年度 第87期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成19年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第86期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第87期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

事業年度 第88期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成20年6月17日関東財務局長に提出

6 臨時報告書の訂正報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権発行に係わる取締役会決議）の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を平成19年8月1日関東財務局長に提出

7 自己株券買付状況報告書

平成20年5月15日関東財務局長に提出

平成20年6月10日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第87期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。